

総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年3月3日(木)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	有村 隆志 君	議員	植山 利博 君
----	---------	----	---------

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	総務課長	満留 寛 君
総務管理G長	出口 竜也 君	文書法制G長	立野 博 君
人事研修G長	種子島 進矢 君	人事研修G主査	竹下 裕一郎 君
人事研修G主事	荒木 冴子 君	総務管理G長	出口 竜也 君
文書法制G長	立野 博 君	財政課長	山口 昌樹 君
主幹兼財政G長	石神 幸裕 君	財政Gサブリーダー	末増 あおい 君
財政G主任主事	堀内 勝幸 君		
企画部長	塩川 剛 君	企画政策課長	堀切 昇 君
共生協働推進課長	西 敬一朗 君	主幹兼中山間地域活性化G長	西溜 和幸 君
中山間地域活性化G主査	有馬 一樹 君	中山間地域活性化G主任主事	鮫島 友和 君
中山間地域活性化G主任主事	鮫島 友和 君		
環境衛生課主幹兼生活環境政策G長	寶徳 太 君	主幹兼環境保全G長	松元 政和 君
廃棄物対策G長	山元 辰実 君		
保健福祉政策課長	徳田 忍 君	政策G主査	野村 樹 君
農林水産政策課長	永山 正一郎 君	政策G主査	内村 光孝 君
建設政策課長	茶園 一智 君	政策G主任主事	宮原 健介 君
主幹兼道路整備第1G長	松形 一敏 君	道路整備第2G長	三島 由起博 君
建築住宅課長	松元 公生 君	建築G長	侍園 賢二 君
建築Gサブリーダー	町田 信彦 君		
商工振興課長	谷口 隆幸 君	主幹兼商工観光政策G長	野崎 勇一 君
観光課長	八幡 洋一 君		
教育長	高田 肥文 君	教育部長	越口 哲也 君
教育総務課長	木野田 隆 君	主幹兼教育政策G長	赤塚 孝平 君
学校教育課長	室屋 正俊 君	課長補佐	安藤 晋哉 君
福山総合支所地域振興課長	隈元 悟 君		
消防局長	木佐貫 誠 君	総務課長	堀ノ内 剛 君
課長補佐	細山田 孝美 君	経理装備係長	岡留 博 君
予防課長	竹ノ内 優 君	課長補佐	児玉 良一 君
予防係	後藤 侑成 君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 宮永 幸一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について

議案第3号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第5号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第9号 霧島市火災予防条例の一部改正について

議案第12号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第17号 霧島市行政不服審査法施行条例の制定について

議案第18号 霧島市職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第20号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の制定について

議案第22号 請負契約の締結について

議案第27号 霧島市過疎地域自立促進計画について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

ただいまから、総務文教常任会を開会いたします。本日は、去る2月23日の本会議で当委員会に付託されました議案10件についての審査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しましたし次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ただいまから審査に入ります。

△ 議案第9号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

まず、議案第9号、霧島市火災予防条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（木佐貫誠君）

昨年、県内では、梅雨時期における6月11日からの豪雨を含め雨続きの状態、これまでの記録を大きく上回る降雨量の観測、そして、5月29日には口永良部島新岳の噴火に始まり、お盆の8月15日には、以前から懸念されておりました桜島に対する噴火警報の発表、その中で「レベル4」への引上げとなる特別警報（避難準備情報）の発令、同日中には、避難勧告まで発令され緊迫した状況の中、9月1日、気象庁は大噴火の可能性は低下したと判断、「レベル3」へと引下げを行い、さらには11月25日、5年ぶりとなる「レベル2」までの引下げを行うという状況にまでなりましたが、今年の2月5日の爆発的噴火により、再び「レベル3」への引上げとなり入山規制に戻ったのは、記憶に新しいところであり、2月28日には、えびの高原・硫黄山において小噴火の可能性があると、1年4か月ぶりに火口周辺警報が発表されたところでございます。我々も新燃岳噴火を含め、いろいろな災害に対応してきたところではございますが、場所・時間を問わず、規模も大型化し、予想困難な傾向となりつつある災害は後を絶たず、住民の安全を脅かしていることに大変憂慮し、身近における自然災害の恐ろしさというものを改めて再認識させられたところでありました。消防局と致しましては、過去の災害の貴重な教訓をしっかりと生かした防災体制を堅持し、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確な対応を行い、市民の生命、身体、財産を守るべく被害輕

減のために、消防団を始めとする関係機関との更なる連携を図っていく所存でございます。本日の議案第9号につきましては、霧島市火災予防条例の一部改正でございます。従来の「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」に基づいておりましたが、10年以上が経過し、当時想定していなかった設備及び器具が流通してきたことにより、今後隔離距離について追加の必要性が生じてきた事により改正を行うものがございます。

○予防課長（竹ノ内優君）

議案第9号、霧島市火災予防条例の一部改正の提案理由は、消防法施行令の一部改正に伴い、対象火気設備等の取扱いに関する基準が見直しされたことから、本条例の所要の改正をしようとするものです。お手元の対照表の資料を御覧ください。9ページ、17ページ、資料1を御覧ください。旧表、種類の中のドロップイン式こんろ、キャビネット型グリルこんろを細別し、組込型こんろやキャビネット型こんろ、またグリル付きこんろ・グリドル付きこんろを、不燃以外と不燃の項目に分かれ明記しております。20ページ、21ページを御覧ください。旧表では、種類の中に電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器が個別に規定されていましたが、電気調理用機器の中に統一され不燃以外と不燃の項目に分かれ、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器が規定されております。資料1の2を御覧ください。従来の家庭用ガスこんろは、ガスグリルという中央下部に直火によって放射熱で調理する魚焼き器がついたものでしたが、近年、ガスグリドルという直火で加熱したプレートで、煮物、蒸し料理、ノンフライ料理、パンなどの料理を簡単に作ることができるようになった機器が流通するようになり、その安全性を検証した結果、火災の危険性に差がなかったため別表第3に追加するものです。資料2を御覧ください。電気調理器の種別の中で、こんろ部分の全部又は一部の電磁誘導加熱式調理器（4.8kw）以外が使用されていましたが、こんろ部分の全部の電磁誘導加熱式調理器（5.8kw）が多く流通するようになったことを踏まえ、その安全性を検証の上、別表第3に追加するものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（平原志保君）

この改正は、全国的に統一というか、同じようなルールでということ考えてよろしいのでしょうか。

○予防課長（竹ノ内優君）

この件につきましては、国からの条例改正に基づいての措置でございます。

○委員（今吉歳晴君）

説明をうけましたが、なかなか分からないんですが、具体的にはどういう改正をしようとしているのか。簡単に説明していただければ有り難いのですが。

○予防課長（竹ノ内優君）

簡単に申しますと、ガスレンジのところガスグリドルという品物が出まして、その説明で申し上げましたけれども、以前は魚焼き器が主だったものが、煮物、蒸し料理、パンなどが簡単に作れる、資料1-2のほうに説明してありますけれども、そういったものが出回ってきたということで法令の改正がなされた、条例の改正がなされたということでございます。そしてもう一つ、電磁誘導加熱器と申しますとIHヒーターということでございまして、今までは4.8kWが主な商品であったものが、三つのこんろが付いたということで、そこが5.8kWまで上げられ、使い勝手がよくなったということです。

○委員（宮内 博君）

台所に立つ機会がそんなにないので、非常に分かりにくいんですけど、資料1-2のところで、違いについて書いてあるんですか、主として放射熱で調理する場合と、伝導熱で調理するという、

この違いをちょっと御説明いただけませんか。

○予防課長（竹ノ内優君）

魚焼き器の場合は放射熱，周りからガスの火で温めて，魚を調理するというようなことでございまして，言葉の説明でしかできないんですけれども，新しいグリドルというものは，下の鉄板のほうのプレートで温めて，パンとか蒸し料理とかを料理するということだと理解しています。

○委員（宮内 博君）

ということは，従来の魚焼きの場合，網が付いて，上のほうからガスが出ているものを，今度はプレートをしたから直接温めるということで，炎が出る位置も変わったという話ですよ。

○予防課長（竹ノ内優君）

実際に，販売店というか卸元に行って見てきたんですけども，ちょっと定価が高い品でありまして，その火のでもとまでは正確はしておりませんでした。

○委員（宮内 博君）

直接プレートで温めるということでありますので，下のほうから直接炎が当たるのかなど，説明を聞いて思いました。要は，こういう新しい器具が出たことによって，国からの通達を受けて今回，改正をするということであろうと思うんです。結果的に，説明でもありましたように，そんなに火災が生じるようなものではないという結論に達しているということですのでよろしいわけですね。

○予防課長（竹ノ内優君）

今，宮内委員がおっしゃったとおり，国のほうでその検証，例えば距離なんですけれども，上の方向に 100 cm，それから周りに 15 センチとか，そういうもので実験・検証した結果，以前の器具と変わらないというようなことで，国からの通達があったものです。

○委員（新橋 実君）

ガス調理器の場合は，直接火が出るから，火災になる可能性もあるわけですけども，電磁調理器の場合は火が見えないわけですが，火災が起こるとした場合は，どういった原因が考えられますか。

○予防課長（竹ノ内優君）

電気系統の場合はショートか，そういうものだというふう感じております。ただ，メーカーの説明を見ますと，いろいろ安全装置が付いておりますので，より一層安全に使えるものではないかなと思っております。例えば，安全性にしましても，IHヒーターのところにスプーンとか金属を置いた場合にも，それを感知して電源が止まってしまうとか，切れ忘れ防止とか加熱防止，それからもろもろまだ付いているという説明を受けております。

○委員（新橋 実君）

この電磁調理器から，例えば火災が発生したことはこれまでないということで理解していいですか。消防局の場合ですね。

○予防課長（竹ノ内優君）

消防局では，IHヒーターからの火災というのは検証は致しておりません。

○委員（岡村一二三君）

厨房に立ったことがないので分からないんですが，今，説明をされた写真付きの部で見ますと，今回追加された分についてはグリドルですか，これを追加するということだろうと思います。それで，ここに書いてあるのは，「ガズグリドル付きこんろが市場に多数流通することが予想される」と書いてあるんですが，まだたくさんは出回っていないというふうに判断してよろしいですか。予想されるから，これを条例で適合しておこうという考え方で上程されたというふうに理解してよろしいですか。

○予防課長（竹ノ内優君）

はい。岡村委員のおっしゃるとおりで，まだ流通はしていないということをメーカーのほうから聞いておりました。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時13分」

「再開 午前 9時16分」

△ 議案第5号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第5号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました議案第5号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明いたします。今回の提案は、霧島市立福山中学校を平成29年3月31日限りで廃止とすることに伴い、本条例の所要の改正をするため、議会の議決を求めるものであります。福山中学校につきましては、福山小学校の卒業生の減少傾向が続いたこと、さらには平成20年度頃から、私学への通学や部活動等の集団活動を望む生徒が校区外に通学を始めたこと等によることが要因となり、年々入学者が減少し、平成27年度から複式学級となる可能性が出てきたことから、保護者との意見交換会を開催し、その際、保護者からアンケートの実施が提案されました。このアンケート結果等を参考に、更に保護者や地区自治公民館長と協議検討を重ねた結果、統廃合について一定の理解が得られたこと、また、今後も複式学級の解消は見込めず、学校の存続は学校運営上や生徒の教育環境の面からも非常に厳しいものと判断したことから、福山中学校を平成29年度から国分南中学校に統合再編し、廃校しようとするものでございます。今後につきましては、本条例改正案の議決を頂くことが大前提であります。平成28年4月から1年間、福山小学校区を福山中学校・国分南中学校どちらにも通学できる調整区域として定めることにより、国分南中学校への通学が、校区外通学ではなく、通常で可能となります。通学のための交通費についても、バス代として遠距離通学費補助金を適用することとしまして、平成28年度当初予算案に10人分、67万7,000円を計上しております。また、閉校記念行事等を行うための実行委員会を立ち上げ、さらに、同委員会に対して閉校関連記念行事等を行うための補助金70万円を計上しております。この実行委員会につきましては、現福山中学校区の大廻、中央、小廻の各地区自治公民館長を始めとして、校区に在住する住民及び中学校PTA会員・学校職員並びに教育委員会、その他実行委員会の趣旨に賛同する者等をもって組織する予定とし、閉校記念式典の実施、記念碑の建設、記念誌の作成及び記念行事等を行う予定と致しております。福山中学校の閉校により、地域の活性化の衰退が危惧される意見もありますが、教育委員会と致しましては、今後も地域に子供が残り、地域行事に参加できる態勢を整えることで、これらの意見に対応してまいりたいと考えており、今後は、いかにして交流人口を増やし、福山下場地域の活性化を図ることができるか、引き続き市民の皆様と知恵を出し合っていきたいと考えているところでございます。つきましては、本条例の一部改正についての御審議方をよろしくお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

昨年度の12月議会、そして今年1月の当委員会所管事務調査でも議論を重ねてきたところです。

そこで、これまで繰り返し説明がなされている部分について、確認の意味で二、三お聴きをしておきたいと思いますが、平成 20 年の頃から、私立学校への通学あるいは部活動の集団学習を望む、こういう生徒が校区外に通学を始めたということであります。私立学校については、学区制の適用外ということがあるだろうと思うんですけど、部活動によって子供たち校区外に通学をするということになったということについて、詳しく説明を頂けませんか。

○教育総務課長（木野田隆君）

今おっしゃる、部活動によるものかどうかというのが、はっきり分からないんですが、例えば福山小学校を 15 名卒業しまして、そのうちに福山中学校以外に行った生徒が、20 年度は 4 名おります。21 年度は福山小 15 名の卒業生に対して 2 名が、福山中学校以外に行っております。22 年度は 7 名卒業して、3 名が福山中以外に行っております。23 年度は 9 名卒業して、うち 3 名、24 年度が 7 名卒業して、1 名が福山中以外、25 年度は 2 名卒業ですが、その年はいなかったと。26 年度が 5 名卒業して、4 名が福山中以外に行ったと。27 年度は 4 名のうち 3 名が行ったということで、先ほど部長が最初に説明いたしましたように、これが内訳として私学と部活動で行ったかという詳細まではこちらで把握しておりません。26 年度と 27 年度は全員なんですけど、20 年度からの今申し上げた内数の中での私学と部活動の理由の内訳までは詳細に押さえておりません。

○委員（宮内 博君）

これまでも、何回も同じような表現を使って説明をなさってるわけですね。それで、この前の一般質問の中で、前川原議員から質問があったときも、そういう答弁になっているわけですね。ですから、どうどういった形で私立の学校に移った人たちが何名いらっやって、部活動の集団学習を望むということで何名いらっやったかというのは、それは推測なわけですか。具体的な数字を持って、説明をするときには正確に報告をしていただきたいというふうに思うんですけど。再度、確認をしておきます。

○教育部長（越口哲也君）

委員のおっしゃりたい部分は、実際に国分南中を希望されて行った方がどれくらいいるのかということかと思えます。確かに、その部分の 20 年度から 24 年度までの数字を押さえてないというのはちょっとまずかったかなと思うところですけども、26 年度は課長が申しあげましたように、5 名のうち 4 名は国分南中に行っている。27 年度も 4 名のうち 3 名は南中に行っているという状況が、直近の中にはあるということで御理解いただきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

これは委員長にお願いしたいのですけれども、1 月の本委員会での説明の中にもそういう説明があるんですよ。今と同じ説明が。それで、これまで繰り返し説明をなさっているところの数字をつかんでいないということでありますので、これが本当にそうなのかということが分からないということですから、委員会としてきちんと精査をする必要があると思うんですよ。ですから、この委員会に数字を出してもらおうよう要請をしてほしいのですが、取り計らいをちょっと議論してもらえませんか。

○教育部長（越口哲也君）

今、調査を掛けますので、後ほど報告をさせていただきます。

○委員長（前島広紀君）

それはよろしくお願ひします。

○委員（宮内 博君）

平成 26 年度は、5 名のうち 4 名が南中とおっしゃいましたかね。一般的に言う越境入学ということですよ。学校区ということが定められていると思いますが、その学校区をそういう形で越境して入学できるというのは、頻度としてよくある話なんじゃないですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

校区を越えて転居することについて御説明いたします。霧島市の指定外、区域外就学許可事項の

中に、このような内容がございます。まず、転居に関する理由。学期あるいは年度途中で転居された場合に、学年が終了するまで、あるいは学期が終了するまでは元の住所の学区の学校に通わせたいというような申出があった場合に、指定学校とは違う学校に通うことができます。次に、地理に関する理由。校区は定めてありますが、ある特定の住所に限っては、指定された学校よりも距離的に近いときには、保護者の方と協議の上、学校を指定変更することがございます。これは小学校に限りです。次に、身体に関する理由、特別支援学級等に入級させることが認められながら、指定校に特別支援学級がない場合、そのときは近隣の学校に指定変更される場合がございます。次に、市立の小中学校以外の学校へ就学される場合。例えば、国立の学校でありますとか私立の学校でありますとか、そういう場合には学校指定を解除する場合もございます。それから、家庭の理由に関する事情。例えば、保護者の方が共働きで、お仕事を指定校区ではないところに行ってしまうと、放課後の子供が帰っても、家に保護者の方がいらっしゃらないので、近くに学童があったり、あるいは親戚の方がいらっしゃる学校に通わせてもらえないかという申出があるときに、校区変更をする場合がございます。それから、先ほどお話のありました部活動関係。特に、中学校におきましては、部活動が全ての中学校にそろっているわけではございませんので、小学校時代に経験をしたスポーツ活動等を続けたいということで、保護者から申出があれば、霧島市内の中学校の中で指定変更をする場合がございます。これは、福山中から南中だけではなくて、全ての中学校間でこの規定を適用させていただいております。

○委員（宮内 博君）

今の説明の中で、最も多いケースというのはどのケースなんですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

このことについては、年度で集計をしないと、数字としては今ここに持ち合わせておりません。感覚で話をするのは失礼ですので、時間を頂いて精査をしないとできないのではないかと思います。

○委員（宮内 博君）

その数字もちょっと出してもらえませんか。先ほどそんなふうに説明をなさっていますから、具体的にそうなのをしっかりとつかみたいということでもありますから、お願いできるでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

確認ですが、学期とか年度とかそこはどのように集計すればよろしいでしょうか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時30分」

「再開 午前 9時33分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。平成 26 年度の集計分で市内の状況を後ほど報告してください。

○学校教育課長（室屋正俊君）

はい。それでは、そのように報告をさせていただきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（岡村一二三君）

小中学校の統廃合問題については、過去に私のまちでも小学校が2校、中学校が1校ありましたが、いろんな思いがそれぞれ住民の皆さんから出されるのは分かっているわけなんです。私がここでお尋ねしたいのは、先ほど説明がなされました、「教育委員会と致しましては、今後も地域に子供が残り、地域行事に参加できる態勢を整えること」というところで、具体的にこの態勢とはどのようなものかを考えていらっしゃるのか、説明ができればお願いしたいと思います。

○教育部長（越口哲也君）

これは、前川原議員の一般質問でもありました、下場地域の活性化まちづくり計画書というのを、地域のほうが協議をされながら作成されたものがあります。この中にも福山らしさをアピールした地域住民が支える学校づくりという項目の中で、地域住民の協力によって福山の魚さばき、黒酢づくり見学、米づくり、みかん狩りといった地域行事を進めて、福山を活性化していきましょうというくだりが、公民館長さん方を含めた中で協議はなされております。残念ながらそういう学校という組織がなくなっちはいきますけれども、こういう地域の活動をするためにはそこに生徒が残っていることによって、そういう活動が盛んに進められていくんじゃないかと。そういう中での取組を、更に進めていただければ有り難いなという思いでございます。当然、小学校については一緒に運動会をしたりとか、運動会も合同でされておりますので、小・中の連携が今までであった部分が、中学校がなくなるという部分を、そういう地域の活動を一緒にすることで、進めていければいいのかなということで、そういう答弁をさせていただいたところでございます。

○委員（岡村一二三君）

だから、そのまちづくり委員会ですか、地域の皆さんがいろいろ模索していらっしゃる部分が文章化されているわけなんですよ。それについて、教育委員会としては態勢を整えとおっしゃっているわけですので、財政的なものなのか、人的なものなのか、その辺を具体的にどのように捉えていらっしゃるのかをお尋ねしているところです。

○教育長（高田肥文君）

上場地区の学校で、例えば牧之原小学校は、私がここに来た平成19年度頃は300名を超えていましたが、今170名くらいですか。そして今度は、牧之原中学校も200名を超えていたものが、今八十数名と。その理由はどういうことかといいますと、ここの校区にいればもうこの学校に行かないといけないというようなこともありまして、もう一家、家族全部が転居されると。その現実が目に見えて多くなっていました。ですから、これを福山中学校エリアの大廻・小廻・中央の公民館長さん方は、一番それを心配されて、地元から子供が一家全部出ていくことは、これは公民館長としては忍びないと。何とかして止めたいと。そのためには、中学校は選べる形にしたいということがありました。そういう形で私どもが考えたのは、例えば今、南中に子供たちが行こうとしていますが、部活動などの理由で。今度は、同級生を連れて、行事のときなどはごそと来てくれるんじゃないかという、そういう思いもありまして、部活動の仲間ですとか、または学校が地域行事として取り組んでくれる形が何かできないかということで、そういう表現も加えさせていただいたところでございます。

○委員（宮内 博君）

ただ、まちづくり協議会が具申書を去年の2月に出していて、その中では小学校・中学校の件について、地域住民がやっぱり学校を支えていこうということで、提言もして具申書も出しているという状況ですが、そういった活動をやっていくということであれば、当然まちづくり委員会等の協力を得なければ、なかなか現実的には進んでいかないんじゃないのかなと、そんなふうに思うんですけれども、まちづくり委員会の思いと、今回提出している条例というのは、必ず合致しないというふうに思うんですけど、その辺は十分なこれまでのまちづくり委員会との話し合いもなされた上でのことだと、教育委員会としては考えているということですか。

○教育部長（越口哲也君）

まちづくり委員会の皆様方との協議というのは、私ども直接は行っておりません。ただ、やはり私どもも何回となく保護者の方々と説明会を致しました。これにつきましては御説明申し上げたと思います。その度に、地域の館長さん方とは常に意見交換を続けてまいりました。やはり、地域の皆様方が納得できる形でないといけないというのは、大きな条件であるというふうに私どもも認識をしておりましたので、その中でやはり館長さん方の思いが一番強かったのは、地域に子供たちが残ってほしいと。地域から子供たちが出ていくことについては、なるべくそうならないように。それは保護と生徒が、福山に住んでいても部活動とか自分がやりたいスポーツもできる状況を残して

ほしいという思いが強かったところでもあります。ですので、そういう形で残すためには、保護者・生徒の思いが一番大事であると。保護者の意見を最大限聞いて、保護者の意見をしっかりとまとめてほしいという思いでございました。そういうことから最終的には、12月に中学校の保護者の皆さん方への説明会、それから小学校の保護者の皆様方への説明会と、丁寧にやってきたつもりでございます。中学校の説明会におきましても、最初は確かに特認生制度を充実させて残したいという意見もございました。けれども、最終的には私どももこの学校を残念ながら閉校するわけですが、閉校に向けて歴史をしっかりと閉じるための手続、そういう部分に御協力願えないかということでお話をさせていただきました。中学校においても、閉校に向けての記念行事とかいう部分について協力をお願いしまして、しっかりとその辺については御理解を頂いたというふうに思っております。小学校につきましては、保護者説明会の中では、統廃合反対ということではなくて、統合したときに何とか交通費の助成でありますとか、また通学に関する配慮、それから実施をさせていただきましたけれども、例えばいきなり中学校に行きますと、非常に不安もあると。なので、なるべく交流学习とかもしてもらえないかという御要望がございました。これにつきましても、3月の段階で、3月1日に交流学习等も行いまして、国分小の6年生が国分南小の6年生との交流をして、そのまま南中へスムーズに移行できるようにという配慮とか、そういう部分での対応を進めさせていただいているところでございます。そういう形で、地域・保護者には丁寧な話をしながらここに至っているということは、御理解いただきたいというふうに思います。

○委員（宮内 博君）

地域や保護者の人たちと十分に話し合いをしてきたということなんだけれど、まちづくり協議会の報告書を見ますと、まちづくり協議会が平成25年10月に結成をされているわけですね。それで、1年余りの活動を通じて、平成27年2月に具申書を提出しているということになっているわけです。それで、その間やってきたことについて、報告を見ますと、自治公民館、まちづくり委員会での意見聴取、他市の事例の現地視察等を行って、そしてそれを具申書と言う形でまとめてやっているというわけですね。この方たちも、教育委員会のほうで意見を聞いたという報告がありました。公民館長さんたちへの意見聴取を行いながら、そういう一定の文書を提出しているという経過があるんですけど、そういうこのまちづくりの中で、大変大事な役割を果たしている地域振興づくりのメンバーの方たちに、今後は頼っていきなさいいけないということが当然出てくるわけですが、そこどころが、まだこれまで話し合いがなされていないという中で今回の条例の提案ということになっているわけですが、不安はないんですか。

○教育総務課長（木野田隆君）

先ほど部長が説明しました、下場地域の活性化協議会の委員を見ますと、各種団体代表ということで、福山小・中のPTA会長、それから住民代表ということで小廻・大廻・中央の公民館長、そういった方たちが、このまちづくり委員会の中に入っているらしいです。そして、部長が申し上げましたように、これまで小学校・中学校においてはPTA会長を始め保護者の方々、それから学校での説明を終えた後には、必ず自治公民館長さん方に御説明に伺いまして、そこで今申し上げた大廻・小廻・中央の館長さん方とは、そういうお話をしてまいりました。ですので、この計画書作りに携わっている方々と直接のお話しはしておりませんが、その中に入っている今申し上げた方々とは、そういった情報交換をしながらの協議をずっと続けてきておりますので、その意思の疎通については、この計画書とはまた別個のところで、教育委員会のところではくみ取っていただいているものと思っています。それが、先ほどから教育長と部長が申し上げるように、館長さん多利が1番心配しているらしいとか、先ほど岡村委員のほうからもありましたが、統廃合をすると、保護者もですけど、特に地域の住民の方々から大変な反対運動とかそういったものが、普通は起こるところなんです。ここについては先ほど申し上げたように、公民館長さん方が、これ以上人口が流出をしてほしくない。と申し上げますのが、福山のこの下場地域については10年間で505人が転出または自然減で亡くなったというところで、人口が500人ぐらい減っております。

そういったことから、先ほどから申し上げたように、実際の数字はつかんでおりませんが、公民館長さん方が、この10年ぐらいで校区外通学をどうしてもしたいということで、転出をしていったというのを何人も見てきたと。そういったことが今後もないように、とにかく学校は南中のほうに通うんだけれども、夜あるいは土・日はこちらに帰ってきて、いろんな地域の行事に参加していただきたいと。そういったことから、先ほどあったようなそういう連携をしていただきたいということで、ずっと協議をしてまいりました。ですので、公民館長さん方については、この統廃合について特に大きな反対をされなかったのは、今申し上げたような理由の中で、昼間は南中に通うけれども、土・日あるいは夜については地域に残って、その中でいろんな活動をしていただければ、それが一番いいというようなことで反対がなかったというのが、今回の一番大きな要因でもございます。先ほど申し上げた、具体的なまちづくり委員会との協議は致しておりませんが、そのメンバーの中核である公民館長やPTA会長さん方とは、十分に26年、27年、6回ずつぐらい意見交換もしてまいりましたので、その意思疎通はできているものと判断しております。

○副委員長（平原志保君）

今回、一番考えないといけないのは、子供のことだと思うんですね。子供の教育を受ける権利と福祉、そこを一番考えなければいけないことで、地域の存続というのももちろん大事なんですけども、子供たちの未来をどうするか。一人しか残らない、二人しかいないというところに、親が果たして通わせられるのか。今回の福山の場合は、自治公民館や地域の方々の理解もあり、大きな反対もなく、南中のほうに行ってもいいよという声があったからこそ、こういう形になっているんだと思うんですけども、ぜひそこをちょっと。地域ももちろん大事なんですけども、まず子供のことを第一に考えていただきたいと思います。それで、希望というかお願いなんですけれども、統廃合された後のことですが、通機関の問題とか時間の問題とか、実際にやってみて、いろんな不都合な点とか出てくると思うんですね。しっかりと、半年後、1年後というふうにアンケート等、声が届くようなことをやっていただいて、それを必ず改善していただくということをやりたいのが1点。あとですね、先ほども質問に出ましたが、地域の活性化の衰退のことが危惧されているという意見があるわけですけども、これに関しては地域行事ももちろんなんですけども、出ていってしまうという理由の一つが、塾の問題、習い事の問題とかなんですね。それがやれないからこそ、まち中に家族ごと引っ越してしまうということもあるわけですが、そこら辺のフォローを。南中に出てきて、部活動をして帰ってきました。福山のところで勉強ができるような仕組み。土・日でもいいです。部活動も大事なんですけども、小学生も含めて、地域にいらっしゃる校長先生でもいいです。民間の塾が難しければ、子供たちが常にいられるような場所をつくっていただいて、そこで遊んだり学んだりというスペースをぜひつくっていただきたいと思います。場所があれば、そこは子供の子育てを支援しているということになりますし、そこで学ぶ場があれば、やはり親たちの目線も変わってくるわけですね。福山にそういうフォローしてくれる場所があるというならば、今度は新たにそちらに引っ越そうかなという方も出てきます。私は霧島地区なんですけれども、霧島地区に住み続けられる理由の一つが、学校の前に公文があり、書道教室もあり、あとそろばん教室までまだあるんです。ちょっと別荘のほうに行けば、塾もあつたりと、何とか普通に小学校・中学校に行くならフォローができるんですよ。難しい学校に行きたいと考える子供は、まち中の国分まで下りていったり、鹿児島市まで塾に出ていったりという苦勞を皆さんしているんですけども、そこまでは求めないまでも、日々の中でちょっと学校プラス遊んだり、学んだりするところが本当に必要で、行事も大事なんですけども、ぜひ居場所を。中学校はなくなるかもしれませんが、その分の小学校・中学校共に使える居場所づくりを要望しておきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（宮内 博君）

小規模校と言われるところの学校を、どういうふうに振興していくのかということで、県が示し

ておりますのは、県の教育振興計画であります。平成26年2月10日に作成された分ですが、これからの施策の方向性ということで、次のように書いてあります。「へき地、小規模校ならではの良さを積極的に生かした特色ある教育活動を推進する」と。二つ目に、「複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地、小規模校に勤務する教職員の研究機関の確保に努める」と、こういうふうに書いてあるわけです。それで、これを見ますと、実際に小規模校ならではの良さを積極的に生かしていくという方向性というのを今後の施策の柱に据えていくんだというのが、県の方針です。これからすると、今回の在り方というのはどういうふうに説明ができるんでしょうか。

○教育長（高田肥文君）

県が示しておりますのは、鹿児島県の半分以上はへき地と言われる小規模校でございます。ですから県としましては、そういう小規模校をいかに活性化しながら、教育を守っていくかということが大きな柱でありましょうから、そういう文言が出てきております。私どもも、この福山中学校につきましては、ただ手をこまねいていたわけにはありませんで、22年度にまずは小学校の在り方を検討しまして、そして23年度に各説明会をしました。福山小学校にも2度行きましたが、そこで小学校の子供の数の減り具合を見たときに、これは中学校を何とかと、こっちのほうが危ないということで、23年度から提案を申し上げて、特認校制度を取り入れていただきたいというお願いをしました。だけど、特認校制度につきましては、なかなか動きがありませんでした。過去、そういう受入をしたら、なかなか学校の活性化というものには結び付かなかったという、過去に何かあったみたいで、なかなか校長先生にお願いしても、PTAが動いてくれない、地域が動いてくれないというような状況でした。だけど、そうしたら学校に通う生徒が本当に少なくなっていくよなという話をして、やっと25年度から特認の申請があつて認可をしたところであります。認可をしましたが、不登校気味の子供さんですか、お二人に入っていました。ですから、複式学級を何とか免れました。先ほど委員のおっしゃった小学校の複式学級でも、何とかこう活性化をしていこうというのは、それは教員の研修ですとか、いろんなことでやりますけれども、こと中学校は、中学校での複式というのは県下でもほとんどもうないぐらいですので、離島を除いたらですね。ですから、中学校というところは小学校と違ひまして、部活動その他人間性、コミュニケーションと、いろんな社会に出ていく前の訓練といひましようか教育が、そういう学ぶ場が必要だというふうには感じておりましたので、この人数の推移を見ますと、最終的に1年生が1名、2年生が1名、3年生が1名という、各学年1名ずつの状態が29年には出てまいりますので、これはもう同級生がいないわけですから、一人しかいないわけですから。そういう状態が、果たして中学校の教育としていいかといったときに、私は、霧島市教育委員会としては、これを認めることはいけないんじゃないかと思ひまして、あり方検討委員会の皆さん方に投げ掛けまして、やはり中学校は、ちょっとそれはあんまりだよという話があつて、2度委員会に掛けましたけれども2度ともそういう結果でありましたので、こういう結論に至らざるを得なかつたというのが実情でございます。

○委員（今吉歳晴君）

この前、現地を見たりしながら、この統廃合の問題については、この委員会でもいろいろと議論したわけですが、先日の委員長報告の中でもありましたとおり、27年9月時点で、今後の全校生徒の推移を見た場合、28年度で7名、29年度で各学年1名ずつの3名、その後も3名から5名程度で複式学級が継続されるという見込みがされているようでありまして、今、教育長が説明しましたとおり、中学校は複式学級になっていくと、専門科目の先生を配置しなければならないという大きな問題がありますし、そうなりますと、果たして学校としての機能が保たれるのか、その辺について一番疑問を持っているところでもあります。それから、霧島市立公立学校等のあり方検討委員会の中でも十分な協議をした中で、こういう判断をされたわけでもありますし、それと同時に保護者、それから学校を取り巻く小廻・中央・大廻の公民館長さん方も、先ほどからいろいろと言われておりますとおり、まずは地区に子供が残ってもらえるようなことが一番懸念されているわけでありま

して、家族ごと福山地区を転出させるのではなくて、昼間は国分南中学校に通っても、何とか土・日は地域に帰ってきて、地域のいろんな行事に参加してほしいと。こういう思うがあるわけでありまして、やはり、地元がそういう考えであるわけですから、私ども議会としては、そこらを十分くんで、このことについては判断をしていくべきではないかと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

宮内委員から最初に質問がございました、部活動関係の推移でございます。平成 23 年、現在の高校 1 年生からは数字をきちっと把握できましたので、そこから報告させていただきます。平成 23 年度に卒業する小学校 6 年生ですが、全部で 9 名おりまして、6 名が福山中学校に行かれました。そして、残り 3 名は私立の学校のほうに進学したということでございます。続きまして、平成 24 年度、今、中学校 3 年生の年代でございます。そのときは、7 名の卒業生がおりまして、そのうちの 6 名は福山中学校に進学しております。そして、1 名は私立の中学校に行っているということでした。続きまして平成 25 年度につきましては、卒業生は 2 名で、そしてこの 2 名とも福山中学校のほうに進んだということでございます。最後に、現在の中学 1 年生、平成 26 年度でございます。5 名の卒業生がございました。そのうちの 1 名が福山中学校へ、残り 4 名は国分南中学校へということで、内容は部活動ということでした。部活動の内訳は、陸上部に 2 名、ダンス部に 1 名、美術部に 1 名でございます。なお、つけ加えることとしまして、新 2 年生、前年度は福山中学校の 1 年生に通っていた子供が、2 年生の段階で、どうしても部活動がしたいと、吹奏楽部がしたいということで、1 名がその年度から新 2 年生の段階で、福山中学校から南中学校に進んでいるという状況がございます。

○委員（宮内 博君）

今、数字を頂いたのですけれども、結果的に部活動で福山中学校に通わないで、南中学校のほうに行くようになったのは平成 26 年からということですよ。それまでは私立の学校に行くということで、校区外に通学をしているということの報告でありました。平成 26 年という年は、資料を拝見させていただいて、教育委員会が福山中学校の存続について説明会等を開催して、地域に出向いて説明をしていった時期と重なるわけですよ。それで、結果的にそれらのことが校区外に通学をするという結果を招いているのではないのかなど、これはあくまでも推測ですけど、経過からして推し量ることができるんじゃないのかなというふうに私は思うんですが、今回提案をされているのは廃校という形になっているわけですよ。それで、教育委員会が発行している基本計画の後期計画、平成 27 年 4 月に作られたものでありますけれど、この中では、いわゆる小規模校に対する対応の在り方というのを、どのように説明をしているんですかね。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 10 時 05 分」

「再開 午前 10 時 07 分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育総務課長（木野田隆君）

今、御指摘のあった後期の計画中には、具体的に小規模校の在り方については載せておりませんが、これまで平成 23 年度に小規模校の複式学級のところの住民の方々あるいは保護者、これから学校に入る方々を対象に、教育長たちが出向いて意見交換をしました。その後に、平成 24 年 2 月 17 日に、これからの霧島市立小学校の在り方についてということで、その意見交換会等を受けて、小規模校の在り方の指針を教育委員会としては出しております。現在も、まだあり方検討委員会等で協議する中では、まだこの指針が残っておりまして、その中に小学校との活性化の方策とい

うことで、特認校の充実あるいは山村留学制度の充実とか、小・中・幼少連携の充実あるいは学校応援団の導入というようなことの指針を今、出しております。これがまだ今の段階では、後期計画に掲載はしておりませんが、教育委員会の指針としての考え方であるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

この中に出てきませんでしたので、あえてお尋ねをしたんですが、この中に出てくるもので、小中一貫校の関係が出てきますよね。それで、今後の中1ギャップという、その解消に向けて、特色ある学校づくりの充実の一環として小中一貫校という取組をやっていきましようといところを見て取れるのですが、福山中学校については廃校という形でなくて、いわゆる小中一貫校というここで位置付けられているような方向性というのは、全く難しかったということですか。

○教育部長（越口哲也君）

確かに、委員のおっしゃる小中一貫という考え方も、国も示しております。ただ、小中一貫といえども、生徒はやはり福山に通うという選択をすることになるわけです。人数を、小中一貫にしたから、他から呼び込めるかといいいましても、先ほど教育長からもありましたように、特認校制度を導入しましたけれども、なかなか増やすことができなかつた。さらに、大規模校になじめない、どちらかという不安を持った子供たちが特認校として福山中を希望し、来ている。そういう中で、地元の子供たちはどうかとなると、中学生という多感な時期を、やはり部活動等で多くの友達と一緒に過ごしたいという大きな希望を抱いていますので、それを押し殺して、小中一貫をつくって、中学校で地元に残れということは、私は酷ではないかと思っております。やはり、保護者・生徒がそういう競争のある中、大変かもしれないけれどもそういう中で過ごしたいというのは、ごくごく中学生たる子供たちの自然な思いだと思います。それは、やはりかなえてあげるべきではないのかと思っております。それを、かなえられないように、学校存続だけを考えていくというのは、教育委員会としてはあつてはならないと思っております。ですので、ここは苦渋の選択として、統廃合という方向の決断をさせていただいたということですので、その辺につきましては御理解を賜りたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する。質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時12分」

「再開 午前10時14分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。教育部から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○学校教育課長（室屋正俊君）

霧島市内における平成26年度の1年間の中学校の校区外指定の変更について、報告を致します。全部で109件ございました。事由ごとに申します。転居に関するものが34件、地理の条件に関するものが2件、身体に関する条件に関するものが2件、家庭に関する理由、つまりこれは指定学校で子供を通学させることができないという家庭の個別の事情によるものが1件、新設住宅又は新設公民館に関する理由、新しく団地ができて、そこに入居予定なので校区を早く変更してくれというのがございますが、それが4件、その他の理由として、いじめ・不登校・登校拒否等の解消のため転校したものが10件、部活動等の学校独自の活動により、他の学校に通わせた件数が16件、その他やむを得ないと認められる理由として、向花小が校区変更を行いましたけれども、それに伴うものが28件、その他家庭の事情等により、養育義務が果たせない理由などによるものが10件、若駒教室に一時入学等による転校が10件、身体理由により病気治療が必要のため、病院等に入院のための転校が1件、福島県から震災に伴う避難等による転居が1件、以上でございます。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時16分」

「再開 午前10時19分」

△ 議案第2号 霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、

△ 議案第3号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

△ 議案第12号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第2号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、議案第3号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての以上3件を、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

それでは、まず、議案第2号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、及び議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。これらの一部改正条例につきましては、平成27年人事院勧告に基づき、国家公務員の特別給（ボーナス）の支給割合が引き上げられる国家公務員の改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第3号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正については、議案第2号及び議案第12号と同様に、人事院勧告や他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額や諸手当の改正を行うため、本条例について所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、引き続き総務部参事兼総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事（満留 寛君）

引き続き、議案第2号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、議案第3号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、具体的に御説明申し上げます。人事院は昨年8月6日に国家公務員の給与等について勧告を行っております。勧告の内容と致しましては、平成27年4月分の月例給において平均1,469円（0.36%）民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、平成26年に引き続き月例給の引上げを勧告しました。月例給の改定については、1級の初任給を2,500円引き上げ、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を平均0.4%引き上げることとしております。特別給（ボーナス）についても、民間の支給状況等を踏まえ、0.1月の引上げを勧告しております。なお、国家公務員に関する情勢につきましては、12月4日に政府が「公務員の給与改定に関する取り扱いについて」を決定するとともに給与法改正法案を閣議決定し、1月4日に国会に提出、1月14日に衆議院本会議で可決、1月20日に参議院本会議で可決、同日、公布、施行されております。本市におきましては、人事院及び鹿児島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及びほかの地方公共団体の改定措置等を考慮し、職員組合と労使交渉を重ねた結果、合意いたしましたので、今回の定例会に条例改正の議案を提出させていただいたものであります。

議案書は2ページから3ページ、一部改正条例新旧対照表は2ページから3ページを御覧ください。議案第2号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正についての改正条例につきまして

は、第1条におきまして、霧島市長等の12月の期末手当の支給割合を1.625月から1.675月へ0.05月分引き上げる改正を規定いたしております。第2条におきましては、平成28年4月1日以降の期末手当の支給割合を6月は1.475月から1.50月へ0.025月分引上げ、12月は1.675月から1.65月へ0.025月分引下げる改定を規定いたしております。第3条及び第4条におきましては、教育長の期末手当の支給割合を第1条及び第2条と同様の改定を規定いたしております。

次に、議案書は45ページ、一部改正条例新旧対照表は49ページを御覧ください。議案第12号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、霧島市議会議員の期末手当の支給割合を議案第2号と同様の改定を規定いたしております。

最後に、議案書は4ページから9ページ、一部改正条例新旧対照表は4ページから11ページを御覧ください。議案第3号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての改正条例の第1条におきましては、一般職と再任用職員の12月の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.1月分と0.05月分引き上げ、また、給料表の増額改定を規定いたしております。第2条におきましては、等級別基準職務表を今回条例で定め、持ち家に係る住居手当の規定を削除し、平成28年4月1日以降の勤勉手当の支給割合を6月は引き上げ、12月は引き下げ、また、管理職手当の支給率が類似団体と比較して低いことから、現在の支給率の100分の14を100分の20に引き上げる改定を規定いたしております。

なお、管理職手当の支給額につきましては、実際には規則で定めることとなりますが、それぞれの割合は、部長が14%から18%、次長が12%から15%、課長が10%から12%に改定する予定と致しております。以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時27分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより執行部に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

県内でも、今回人員勧告を受けて、こういう形で特別職も含めて提案をしているという議会が何箇所もあるようですが、既に南九州市議会などでは、特別職の引上げについては否決をしたという報道もされてるんですが、人事院勧告に伴う職員分当然理解する話ですけれども、いわゆる市長、教区長等、そして議員等について、そのまま人事院勧告を受けて提案をしているというが、今回の議案ですが、その辺は余り議論をしなくて、当然、職員も上げるんだからというような形で提案するという形にしているのですか。

○総務部長（川村直人君）

今、お尋ねの点につきましては、当然特別職あるいは議員の報酬をどうするかということについて議論を致したところでございます。特別職等の手当て関係あるいは給料についてもですけれども、やはり一般職とのバランスということなどもございます。また、最終的には一般職とは違うわけですので、市長が政治的判断をされて、今回の引上げについても、他の自治体等の動向なども見極めて決断をされたということでもございまして、職員とは少し異なるというようなことでもございますが、結果としては提案をさせていただくということになったところでございます。

○委員（宮内 博君）

それと管理職の関係の、これは一般職員の関係ですけれども、類似団体と比較しても低いので、今回提案をさせていただいたという説明でありました。その具体的なについて、答えいただけませんか。

○総務部参事（満留 寛君）

管理職手当の件でございますが、平成26年度の類団が85団体ある中におきまして、管理職手当の支給の上限を定めているところの100分の25という上限を定めている団体が44団体51.8%でございます。現在、霧島市では100分の14でございますが、10分の14以下の団体につきましては、14団体でございます。そのような状況から、管理職手当の見直しを行ったところでございます。

○委員（岡村一二三君）

議案第2号と第12号の関係なんですが、先ほどの同僚委員のほうから質疑もあったようなんですが、人事院は職員の給与勧告をしたと理解しているんですが、私は昭和44年に町役場職員に奉職したときから、スタイルでいつも上程されてきていますけれども、ずっと納得ができていないのです。何で人勤が特別職に反映してくるのか。人事院勧告に基づいて、この特別職の関係も統一しろという文章なり、それなりのものが来ているのか、いないのか。来ているとすれば、その文章を参照させていただきたいということで、質疑をさせていただきます。

○総務部参事（満留 寛君）

職員の給与の改定に関する勧告という形で、人事院勧告がなされている中で、特定管理職員という形で6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を、それぞれ1.0月分とすること。申し訳ございませんでした。ただいまの特定管理職員のところではなくて、指定職俸給表の適用を受ける職員ということで、国家公務員の指定職という職について、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.875月分とすることという形での勧告がなされておりまして、これがこれまでも国家公務員の指定職に準じた形で特別職、議員についても同じ支給率できているところでございますので、今回もこの勧告に基づいた形での改定を条例で提案させていただいたところでございます。

○委員（岡村一二三君）

この議案第2号と議案第12号は、国家公務員の指定職に該当するというふうに判断されたということですか。それとも、もうちょっと具体的に、この二つの議案が国家公民に該当しますよと、どこか明文された規程があるのか。先ほど質疑をしましたが、できればその文書の写しを頂きたい。

○人事研修G長（種子島進矢君）

今、委員から御質疑がありましたが、従来、本市におきましては、課長が申しあげました国家公務員の指定職の特別給を準じて、参照にしながら、特別職議員の報酬といいましょうか、特別給のほうを、期末手当のほうを決めさせていただいておりますので、今回もこれに準拠して挙げさせていただいたと、案を提案させていただいたところでございます。

○委員（岡村一二三君）

今の説明は、従来、こういうスタイルでやってきたからということですよ。そうしますと、国家公務員の指定職に該当するといったような文言はないということで理解してよろしいんですか。

○総務部長（川村直人君）

運用と致しましては、今、グループ長が答弁したとおりでございます。なお、国家公務員の場合なんですけれども、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正がなされております。これは、内閣総理大臣などの給料などを定めた法律なんですけれども、その中で、ボーナスの改定がありまして、内閣総理大臣等も、国のですけれども、国の一般職の指定職員に準じて、0.05か月分を引き上げるといような、国家公務員とそういった内閣総理大臣等の関係でも、そういった職員に準じるという取扱いがなされておりますので、従来から本市の、特別職あるいは議員の方々のボーナスについても、そういう取扱いをしてきているといようなことでございまして、国の取扱いにも準じているということでございます。

○委員（岡村一二三君）

分かったような、分からないようなふうになってきましたが、内閣総理大臣とは地方議員は違うわけで、首長等も違うわけですので、だから私、先ほどから明文化されたものがあるのかというのをお尋ねしているんですよ。繰り返しになりますが、昭和44年に職員になったときから、このスタ

イルはおかしいと疑問に思っておりましたので、ここであえて質疑をさせてもらっているところです。この改正をされるのであれば、併せてボーナスももらいたい気持ちもあるんですが、まあそれは別として、今の部長の説明を聞いていますと、どうも理解しがたい説明になると思うんですが、そうじゃないですかね。総理大臣がどうだ、こうじゃないと思うんですよ。地方の首長や地方の議会議員のボーナスですか、期末手当を、この公務員に準じて吹き上げるスタイルは、私はどこかで考えを改めないとおかしいという観点から、質疑をさせてもらっています。

○総務部長（川村直人君）

先ほど、内閣総理大臣の例をとって御説明いたしました。国という一つの組織の中で、トップとその国家公務員の事例で、そういうボーナスについても、一般職員の指定職員に準じた取扱いがなされているという一つの例でございます。それを地方自治体に当てはめれば、そういう形で従来から行われてきていると。ですから、先ほど宮内委員の質疑にもお答えしましたように、これは最終的には本市の場合は市長が、政治的判断で上げるか上げないかというのは、この改正条例を出すか出さないかというのは、決断をされるわけですので、その辺も今までの経緯なども十分踏まえて、今回従来どおりお願いをしたということでございます。必ず自治体の首長が、そういった国のそういうところに準じた形でうんぬんと言った、明文化されたものはないということでございます。

○委員（今吉歳晴君）

提案理由の中で、人事院勧告それから民間企業の情勢等を考慮しとありますが、全国の中では、企業数におきましては9割弱が小規模企業、それから0.3%が大規模企業といわれ、それからその残りが中規模企業と言われるそうではありますが、この中でどのレベルのところと比較対象されているのか、その辺が分かたら教えてください。

○人事研修G長（種子島進矢君）

国の給与勧告の骨子の中で、民間給与との格差について国のほうで明記されていますのが、約1万2,300民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査をして、行ったということでございます。今、大企業なのか民間企業なのかというのは、こちらのほうには出ておりませんが、1万2,300か所の50万人を対象としているということでございます。

○委員長（今吉歳晴君）

国のほうで抽出した企業の平均が示された中で、その基準に基づいて給与を決めてらっしゃるということですね。[「はい」と言う声あり]分かりました。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時58分」

「再開 午前11時01分」

△ 議案第17号 霧島市行政不服審査法施行条例の制定について

△ 議案第18号 霧島市職員の退職管理に関する条例の制定について

△ 議案第22号 請負契約の締結について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第17号、霧島市行政不服審査法施行条例の制定について、議案第18号、霧島市職員の退職管理に関する条例の制定について、及び議案第22号、請

負契約の締結についての3件を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

それでは、まず、議案第17号、霧島市行政不服審査法施行条例の制定について、御説明申し上げます。同条例は、平成26年6月13日に公布された「改正行政不服審査法」が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法第81条第1項の規定に基づき設置する霧島市行政不服審査会の組織及び運営、その他同法の施行について必要な事項を定めるため、制定しようとするものでございます。次に、議案第18号、霧島市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対する現職員への働きかけの規制等を規定することにより、職員の退職管理の適正化を図るため、本条例を制定しようとするものでございます。最後に、議案第22号、請負契約の締結については、国分庁舎増築建築工事の2工区について、「南建設株式会社 代表取締役 南 博人」と請負契約を締結したいので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き総務部参事兼総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事（満留 寛君）

議案第17号、霧島市行政不服審査法施行条例の制定について、御説明を申し上げます。議案書は56ページから60ページを御覧ください。平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行される改正行政不服審査法におきましては、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、「公正性の向上」「使いやすさの向上」の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われました。具体的には、「審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が公正に審理すること」「裁決について、有識者から成る第三者機関が点検すること」「不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長すること」「不服申立ての процедуруを審査請求に一元化すること」などの見直しが行われているところであり、本条例におきましては、今回の行政不服審査法の改正に伴い、各地方公共団体に附属機関として設置することとされた第三者機関の組織及び運営に関する事項その他同法の施行に関し必要な事項を定めようとするものでございます。まず、第3条につきましては、改正法の規定によれば添付を義務付けられない霧島市行政手続条例の規定に基づき作成される各種書面に関し、処分庁に対し、これらの書面の添付を義務付けようとするものです。次に、第4条から第7条までにつきましては、改正法においては、審査請求人又は参加人に対し、審理員や行政不服審査会などに提出された証拠書類等の閲覧及び写しの交付請求権を付与しているところであり、当該写しの交付に係る手数料及びその減免に関しては条例で定めるものとされていることに伴い、これらの事項等について規定したものでございます。また、第8条から第15条までにつきましては、改正法第81条第1項の規定により、地方公共団体の執行機関の附属機関として、国の行政不服審査会に対応する機関を設置し、同条第4項により、当該機関の組織及び運営に関し必要な事項に関しては、当該機関を置く地方公共団体の条例で定めるものとされていることに伴い、霧島市行政不服審査会の組織体制や委員、会議に関する事項等について規定したものでございます。第16条につきましては、審理の結果として、処分庁の判断とは異なる見解による意見書を作成することにより、場合によっては、所属長等により不利益的な取扱を受ける可能性がある審理員に関し、改正法には特段の身分保護規定が設けられていないことを踏まえ、審理員候補者及び審理員の補助を行う者も含めた形で、その身分を保護することについて規定したものでございます。第18条につきましては、審査会の委員が、本条例第10条第6項に規定する秘密保持義務に違反した場合における罰則に関し規定したものであり、当該内容の罰則を設けることに関しましては、検察庁に対する事前協議を経ているところでございます。最後に、本条例の施行日につきましては、附則第1項に規定するとおり、改正法の施行日であります平成28年4月1日とし、附則第3項におきましては、霧島市行政不服審査会の設置に伴い、「霧

島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に関し必要な改正を行っております。

次に、議案第 18 号、霧島市職員の退職管理に関する条例の制定について、具体的に御説明申し上げます。議案書は 61 ページから 62 ページを御覧ください。地方公務員の退職管理の適正の確保については、平成 26 年 5 月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなっていることから、今回、新たに制定するものでございます。第 1 条におきましては、制定の趣旨及びその根拠を規定いたしております。第 2 条におきましては、営利企業等に再就職した元職員のうち、規則で定める職（課長級以上の職）に離職前 5 年間に在職していた者は、離職後 2 年間は、当該職として在籍していた組織の現職職員に対し、市と再就職先との間の契約等事務で当該職としての職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼することを禁止する規定を設けております。また、第 3 条におきましては、再就職の対象者は、管理又は監督の地位にある職員として規則で定めるもの（課長級以上の職）に就いていた者は、離職後 2 年間は、営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合（報酬を得る場合に限る）又は営利企業に再就職した場合は、規則で定める事項（氏名、再就職日、再就職先の名称・地位等）を速やかに離職した職の任命権者に届出する規定を設けております。なお、現在、職員の再就職の状況については、「霧島市退職職員の再就職に関する取扱い要綱」に基づき届出をしてもらい、ホームページで公表を行っておりますが、今後は今回制定する条例及び、今後制定する規則により退職管理の適正化がより一層図られるものと考えております。

引き続き、議案第 22 号、請負契約の締結について、御説明申し上げます。まず、議案書 72 ページ、議案第 22 号、H27 国分庁舎増築建築工事（2 工区）につきましては、条件付き一般競争入札の総合評価方式で実施し、南建設株式会社が 2 億 1,546 万円で落札いたしました。73 ページ、工期につきましては、平成 29 年 2 月末までを予定しておりますので、本年度予算において債務負担行為を設定いたしております。工事概要につきましては、平成 27 年第 3 回定例会において議決いただきました、H27 国分庁舎増築建築工事（1 工区）の増築庁舎本体と既設庁舎を接続する、玄関・渡り廊下部分の工事と、既設庁舎の 1 階共通ロビーの特定天井の改修工事を行なうものでございます。増築庁舎部分は、玄関・渡り廊下で鉄骨造 2 階建て、延べ床面積が 286 m²であり、既設庁舎部分は、1 階共通ロビーの特定天井の改修工事で、改修面積が 817 m²でございます。なお、既設庁舎の 1 階共通ロビーの特定天井改修工事につきましては、増築庁舎の玄関・渡り廊下と工事上の関連性が非常に高く、一体的に工事を行う必要があるため、今回の工事に含んだ発注といたしております。74 ページ、建築場所につきましては、資料 1、全体配置図のとおり、既設庁舎の西側、現在のロータリー部分になります。平面図、立面図及び、特定天井改修図につきましては、75 ページ、資料 2 から 77 ページ、資料 4 までを御覧ください。以上の工事につきまして、請負契約を締結しようとするものでございます、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これより、執行部に対する質疑を議案順に行います。まず、議案第 17 号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

改正行政不服審査法が成立したことを受けて今回、条例が提出をされているということでありませぬけれども、まずお尋ねしたいのは、第 9 条の中に、委員 5 人以内をもって組織するということになっていますが、どのような方を審査会の委員ということで組織しようと考えていますか。

○総務部参事（満留 寛君）

現在、霧島市におきましては霧島市情報公開個人情報保護審査会がございます。この委員が、法の専門家と致しまして弁護士、司法書士の方で 3 名、学識経験者で大学教授等で 2 名の 5 人をお願いいたしているところがございます、これに準ずる形で 5 人の委員の方を行政不服審査会の委員としてお願いしようと考えているところがございます。

○委員（宮内 博君）

法律的に専門的な立場にある人が、この委員になるということのようでありますけれど、第14条の関係であります。この調査審議の手続等については公開しないというふうになってはいますよね。それで、法第38条を見ますと、提出書類の閲覧等については当然できるということになってはいるんですけど、公開をしないという内容にする必要があった理由をお示してください。

○総務部参事（満留 寛君）

この第14条につきましては、審査会の行う調査審議の手続は公開しないというふうに規定しているところでございます。これにつきましては、審査会は特定の私人についての紛争に関わるものであるため、個人のプライバシーや法人等の営業秘密等に関する情報が審査過程で現れるのが通常であり、また当該具体の事案の解決のため、行政上の秘密に属するようなことについても、会議で説明する必要が生ずることもまれではないことから、審査会の行う調査審議の手続は公開しないものという形にしたものでございます。

○委員（宮内 博君）

個人のプライバシーに関係する事案であったりとかいうようなものを取り扱うということですが、その審議の手続については公開をしないということでありまして、その審議が終わった後の公開といいますか、その辺の議事録の公開とか、そういうものは可能だということなんでしょうか。

○文書法制G長（立野 博君）

行政不服審査法上で、最後になされる採決に関して、ですけれども当然、採決の部分は公開になっています。また、議事録につきましても、基本公開ですけれども、個人のプライバシーとか、今言われるような部分には配慮をした公開になると思います。

○委員（宮内 博君）

分かりました。今回の行政不服審査法の中で、行政に対する異議申し立てを廃止すると。そして、審査請求に一元化するというようなことが一つの大きな特徴だというふうに説明をされているんですけども、国会等のやり取り等を見ても、一元化される部分等については、かなり限定的に捉えているという部分が見て取ることができるんですけど。例えば、市民生活に直結するような生活保護の関係でありますとか、あるいは市税の賦課処分に対する不服申し立てだとかですね、そういうものについてはこの範疇にはないというふうに理解していいんですか。

○文書法制G長（立野 博君）

改正前の行政不服審査法では、今言われた異議申し立て等、審査請求という形でありました。あくまでも国の流れの中で、処分庁に対して行われるのが異議申し立てで、上級行政庁に対して行われるのが審査請求という流れがあったわけですけども、それが複雑だと、市民に対してはどのようなかという部分もあって、今回改正されたと思いますけれども、地方公共団体の、特に市のレベルでありましたら、余り処分庁それと直近行政庁、上級行政庁というところは余りない部分でありますので、今、委員の言われたところでも、それほど改正しても影響はないと思います。それ以外の手続で、もっと市民寄りの手続になっておりますので、従来からするともっと身近な審査制度になってきたのではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

例えば、道路運送車両法など、中央省庁に関係をするようなことなどのものについては一元化された。地方自治体が行う身近なものについては、今お話があったように、例えば生活保護だとかですね、市税との賦課の関係だとか申し上げましたが、そういうものは従来と変わらないという理解でよろしいんですね。

○文書法制G長（立野 博君）

今、お答えいたしましたように、直近行政庁、上級行政庁という話になりますと、市のレベルの中では従来と変わりはないということです。

○委員（宮内 博君）

それと、今回の改定の中で盛り込まれているのは、直接住民から不服審査請求等があったときに、その可否を決めるときに、担当の部署の職員が審査に関わることが可能であったけれども、今回の改定によってそれが排除されるというようなこともあろうかと思えますけれども、そのこところを説明してもらえますか。

○文書法制G長（立野 博君）

旧制度では処分庁、処分をするところと、審査庁、国においては違いましたけれども、市町村レベルでいきますと、規模が小さい関係もありまして、処分庁イコール審査庁であったということが今まであったんですけども、改正後になりますと、ここの処分庁の部分と審査庁のところを、市町村レベルでも明確に分けなさいと。ですので、より審査請求人に対して中立性を保つために、その処分をした人たちが関わらないところで、きちんと審査をしなさいよという制度になっております。さらに、今回条例の主な部分を占めています第三者機関を設置して、第三者機関に諮問・答申した上で、採決をしなさいよという流れになっているところであらう。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案 17 号についての質疑を終わります。次に、議案第 18 号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、営利企業に再就職をした市役所の元職員等が現職員にも働き掛けをするということを制限をするという、そういう内容のものなんですけれど、ここで言われている営利企業と、民間企業ということになるんですけれど、例えばどういう部署のどういうポジションの課長さんであったり、部長さんであったりというようなことになるのか、具体的にもう少し御説明いただけませんか。

○人事研修G長（種子島進矢君）

対象になる管理職の方々は、全ての課長級職以上の方々が対象になるということで、特定の、例えば建設部の関係とか、そういう方ではなく、全ての課長級以上職員の対象となっております。また、建材、霧島市退職職員の再就職に関する取扱要綱ということで届出をさせていただいている方で、実際に再就職をされている方々につきましては、例えば建設会社の方、社会福祉法人とか財団法人という方々が対象になっておりまして、全てといいましょうか、例えば鹿児島県建設業協会の事務局長とか、何々コンサルタントの支店長とか、社会福祉法人の事務長というようなところに再就職をされている状況等がございます。

○委員（宮内 博君）

今の説明をお聞きしますとですね、役職に就くということの規制だという感じを受けたんですけども、そういう役職に就かない一般職の職員という方は、この対象から外れるということになるんですかね。

○総務部参事（満留 寛君）

先ほどグループ長のほうからも答弁いたしましたように、職員については課長級以上であった職員という形になりますので、課長級以上でない職員については対象外ということでございます。

○委員（宮内 博君）

そこは分かったんです。私が聴いたのは就職先の、新しく就いたところが役職でなければいいんですかという確認です。

○総務部参事（満留 寛君）

特に、営利企業等における役職というのは指定されておりませんので、報酬を得ているものについては、全てという形になります。

○委員（宮内 博君）

実際にそうでないと、一般職であっても影響力を行使できるという、働き掛けができるというこ

とになるから、それだったら本当に実効性があるかなと思ったものですから、お聴きしました。大体、これまでのここ三、四年の流れで、どれくらいの市役所を退職された方が今回、規制の対象になるようなところに再就職をしてきたのか、その辺の数字的なものが分かれば紹介ください。

○総務部参事（満留 寛君）

平成 25 年 3 月 31 日付けで退職した職員の中で、営利企業等に再就職したものが 14 名でございます。これはホームページでも公表しているものでございます。それと、平成 26 年 3 月退職者については、おりません。また、平成 27 年 3 月退職者におきましては、2 名となっております。また、先ほど営利企業等の報酬を受けているものについては全てという形で申し上げましたが、日雇いの場合、現役出向の場合、再任用の場合は届出が不要ということが規定されているようでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第 22 号について、質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

まず、この工事の予定価格は幾らだったのですか。

○建築Gサブリーダー（町田信彦君）

予定価格につきましては、税抜きで 2 億 2,076 万 4,815 円でございます。また、税込みでは 2 億 3,842 万 6,000 円でございます。

○委員（新橋 実君）

落札率は幾らですか。

○建築Gサブリーダー（町田信彦君）

落札率は、90.37%でございます。

○委員（新橋 実君）

説明の中で、条件付き一般競争入札という説明がありましたが、こういった条件でしょうか。

○建築Gサブリーダー（町田信彦君）

今回の条件付き一般競争入札につきましては、総合評価方式の一般競争入札を採用しています。

○委員（新橋 実君）

その総合評価方式の中身を教えてください。

○建築Gサブリーダー（町田信彦君）

総合評価方式の中見につきましては、総合評価方式の評価項目につきましては、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献度の 3 項目について評価しております。企業の施工能力につきましては、企業の過去 5 年間の工事成績・経営状況・技術力を、配置予定の技術者の能力につきましては、企業の配置予定技術者の工事实績・研修実績を、地域貢献度につきましては、企業の地元新規学卒者、本市内居住者で失業中であつた者の雇用、企業のボランティア活動、アダプト制度、消防団員の雇用状況を評価基準に基づき、点数として算出します。これらの点数は、それぞれの項目、企業の施工能力で 4 点、配置予定技術者の能力で 2.5 点、地域貢献度で 3.5 点、合計で 10 点と致しております。

○建築住宅課長（松元公生君）

条件付き一般競争入札につきましては、条件と致しましては、霧島市内に本社・本店を置き、霧島市入札参加資格建築一式工事の格付区分 A 級を有しているものという条件を付けております。

○委員（新橋 実君）

今回の入札状況を見ますと、5 者が入札に参加されておりますけれども、今の A 級の業者は確か 15 者か 16 者いらっしゃると思うんですけども、その参加はなかったということですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

A 級につきましては 18 者でございます。それと、1 工区で 5 者 J V で地元の方がとられております

ので、入札条件としまして、その方は参加できないと。広く入札に参加していただくということで、そういった条件を付けております。あと、管工事、給排水の工事で株式会社ヤマグチも受注しておりますので、その分は入札に参加しておりません。

○委員（新橋 実君）

今回の増築の庁舎部分は、先ほど話がありました鉄骨の2階建て、延べ床面積が286㎡ということです。あと、天井の改修ですが、この金額の割り振りですね。この坪単価、増築で見ますと、実際造るところと改修の部分と金額が分かれると思いますが、増築する部分の坪単価が分かりますか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時39分」

「再開 午前11時41分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今、分からなければ、後で報告願います。ほかにありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回、この工事が決定した場合、ここは通行止めになるわけですが、その期間はどれくらいですか。

○建築G長（侍園賢二君）

2か月を想定しています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時42分」

「再開 午前11時45分」

△ 議案第20号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の制定について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第20号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の制定について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

それでは、議案第20号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。本市では、中山間地域の人口減少問題を重要な課題の一つとして捉え、移住定住対策については、平成20年度に「霧島市移住定住促進に関する条例」を、平成25年度には「霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例」を制定し、これまで中山間地域への移住定住の促進に力を入れてきたところであります。また、この制度を活用して移住された方は、本年1月末現在265世帯、680人となっており、中山間地域の活性化に大いに寄与しているものと考えているところであります。この制度も本年3月末をもって期限を迎えることから、これまで議会や地域審議会、地区自治公民館長等の会議での意見、13万人という人口目標を掲げて策定いたしました「霧島市ふるさと創生総合戦略」を踏まえ、従来の中山間地域を主体とした取組の拡充に加え、市全域における移住定住の促進、空き家の有効活用を図る新たな補助制度として提案するものであります。詳細につきましては、共生協働推進課長がご説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますよ

うお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（西敬一郎君）

議案第20号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例について、御説明申し上げます。議案書の65ページです。はじめに、現行の移住定住促進補助制度につきましては、これまで議会における一般質問や地域審議会、地区自治公民館長の会議等や移住者から、「中山間地域の活性化につながる制度であり、今後も続けてほしい」「市全体の人口増や空き家の有効活用を図るなど、制度を拡充してほしい」「この制度があったから移住を決意した」などの様々なご意見が寄せられております。この中山間地域の活性化に大きく寄与した現行の移住定住促進補助制度が3月末をもって期限を迎えることから、これまでの意見や13万人という人口目標を掲げて策定いたしました「霧島市ふるさと創生総合戦略」を踏まえ、見直しを行い、新たに「霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例」として提案するものでございます。まず、条例の名称には総合戦略を踏まえることから「ふるさと創生」を付し、また、補助対象期間につきましても総合戦略の期間に合わせ、「4年間」といたしております。ちなみに、現行の補助制度は3年間、その前の制度では5年間でありました。新たな補助制度の特徴として、1点目に、補助対象区域を市全域に拡充しております。2点目に、空き家の有効活用を図る内容を創設しております。3点目に、これまで以上に中山間地域を主体とした取組を拡充しております。それでは、各条文につきまして御説明申し上げます。第1条は、「目的」を定めております。先の特徴でも申し上げましたように、本条例の目的では、本市の均衡ある発展を図るとともに、空き家の有効活用を図ることを明確にしております。第2条は、「用語の定義」を定めております。本条例では、「再転入者」の用語を削除し、「転入定住者」の市外転出期間、「転居定住者」の市街地居住期間ともに「1年に満たない者を除く」に緩和しております。また、新たな用語として、家賃補助を設けたことから「貸家」を定義づけております。第3条は、「補助対象者」を定めております。第1号では、住宅を新築若しくは購入又は増改築した転入定住者及び転居定住者について、第2号では、貸家に入居した転入定住者、いわゆる家賃補助の対象者について、アからオまで要件を付しております。アからエまでについては、現行条例と変わりはありませんが、本条例では新たに「暴力団員でないこと」を追加しております。第4条は、「補助金の種類及び額等」を定めております。具体的には68ページの別表を御覧ください。住宅取得補助金のうち、新築につきましては中山間地域に限り、補助金額は100万円であります。中古住宅の購入につきましては、補助金限度額が中山間地域は50万円、市街地は20万円であります。住宅増改築補助金につきましては、中山間地域の補助金額は5分の4、補助金限度額は50万円、市街地の補助金額は5分の3、補助金限度額は20万円であります。扶養加算金につきましては、中山間地域における住宅取得補助金又は住宅増改築補助金の申請者に限り、義務教育終了前の者を扶養している場合、被扶養者1人当たり30万円を加算するものであります。家賃補助金につきましては、中山間地域に限り、貸家に入居した場合、月額賃料の3分の2、1月当たりの上限額を3万円として12月分支給するものであります。新設したものは、市街地においても住宅取得補助金（中古住宅の購入）及び住宅増改築補助金を支給するほか、中山間地域に家賃補助金を設けたことであります。拡充したものは、中山間地域における補助金額であります。例えば、住宅増改築補助金では、現行の2分の1から5分の4へ、新築及び中古住宅購入につきましても取得費用の10分の1から「定額」あるいは「取得に要した経費」へ、また、扶養加算金も20万円から30万円に増額しております。第5条は、「補助金の申請」を定めており、具体的には規則に委任しており、現行条例同様に「当初補助金」、「最終補助金」の2回に分けての申請を予定しております。第6条は、「補助金の交付」を定めております。補助金交付申請があった場合は、要件を満たさない場合等を除き、補助金を交付するとしております。第7条は、「補助金の重複支給」を定めております。「中古住宅」に係る住宅取得補助金と住宅増改築補助金を重複支給できるように拡充しております。第8条は、「補助金の返還」を定めております。具体的には、第1号から第6号に該当する場合、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じております。第9条は、「報告等」を定めております。補助金の交付を受けた者に対し、報告や書類の提出

を求めることができること、補助金の交付を受けた者は、それに応じなければならないことを明記しております。第10条は、条例の施行に関し必要な事項を規則に委任しております。附則につきましては、条例の「施行期日」及び「経過措置」を定めております。基本的には、「転入等（移住）の日」及び「住宅取得等の日」は、いずれも条例施行日以後の者が補助対象者となりますが、これまでの移住者実績を分析する中で、いずれかが、条例施行日より前であっても「補助対象者とみなす」救済措置を講じております。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時54分」

「再開 午後 0時57分」

△ 議案第22号について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、議案第22号の関係について、執行部から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○建築住宅課長（松元公生君）

庁舎2校区の増築部分の坪単価について申し上げます。坪単価は、181万2,066円になります。

○建築G長（侍園賢二君）

先ほど特定天上の工期と勘違いしておりました、2か月という話をさせていただいたんですけれども、西側玄関、警察署側の玄関が通れない期間は、着工して工事が平成29年2月で終わりますので、検査等を含めましてその期間内は、西側玄関は通れないということになります。おわびして訂正いたします。

△ 議案第20号について

○委員長（前島広紀君）

続きまして、議案第20号について、執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

補助金の返還の部分でちょっとお尋ねしたいんですけれど、これまでは5年間の間に2回に分けて支払うという形になっていたかと思うんですけど、今回はそうではなくて、返還の部分を見ますと、一括で払って5年以内にあるいは3年以内にこういう事案があった場合には、一括して変換をしてもらうという読み方でよろしいんですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先ほど、条例の御説明の中でも申し上げましたとおり、支払い方法につきましてはこれまでと同様に当初補償金で2分の1、5年経過後に最終補助金として2分の1をお支払いすることを予定しております。

○委員（宮内 博君）

この条文の中で、それが見てとれないもんだから、それは規則の中にそれを盛り込むということですかね。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

申請手続につきましては、規則に規定いたしますが、その規則の申請について当初補助金と最終

補助金という形で、二つを規定する予定としております。

○委員（宮内 博君）

それは分かりました。それで、新しく補助金として設ける家賃補助の関係でありますけれど、中山間地域に限定をするということなんですけれども、この第4条関係の別表の中にはそれが無いわけですね。それを入れなかった理由は、どういうことなんですか。

○中山間地域活性化G長

家賃補助金につきましては、別表にうたっておりますけれども、その前の条項、第3条第2項のほうで、基準日後に、中山間地域の貸家にと、入居した転入定住者、ですので、市外から転入する方、それも中山間地域と、ここで限定いたしております。

○委員（宮内 博君）

確かにそうですね。それで、3年の生活の本拠を移す、3年以内に移した場合は返還をしてもらうということになってるんですが、補助金そのものは1年間ということですね。これは、住宅新築の場合は、5年間の規定を2回に分けて払う形にしていますが、貸家の家賃の場合は1年間というふうにしていますけれども、その辺はどういう議論でこういうふうにしたのか、お聞かせください。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

家賃の補助の支給方法につきましては、私どももどうするのがよいのかということで、議論いたしました。結果的には、家賃補助につきましても、支給する分は12月分、いわゆる1年間分ということですが、支払い方法は住宅の取得補助等と同様に、当初補助金そして3年経過後に最終補助金という形で2回に分けてと。住宅取得補助金と家賃補助金で取扱いを変えることはせずに、同じ扱いをするということで規則に、こちらもまた規定することとしております。

○副委員長（平原志保君）

確認なんですけれども、住宅増改築補助金は、取得ではなく、賃貸の住宅でも出るのでしょうか。前にあったときは、買った家ではないと出ませんと言われたことがあったので、今回はどうなのかお聴きします。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

増改築補助金につきましては、所有権を条件にはしておりません。補足させていただきますと、増改築されようとする家屋が、祖父母や親御さんの名義であっても対象になります。

○副委員長（平原志保君）

もう1点お尋ねします。扶養加算なんですけど、これは住宅取得・増改築給となっておりますが、賃貸で入られた方には、これは当てはまらないですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

はい。そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

今回、新しく設けられた、市街地の増改築に要した経費の5分の3ということで、上限額20万円ということなんですけど、これは転入・転出にかかわらず、その対象になるというふうな理解でいいわけですか。今、市街地に住宅を持っている方が増改築をするという、言わば住宅リフォームのような形で助成をできるような形に拡大ができるのかなというふうに、ちょっと感じたものですから、そこをちょっと確認させてください。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

この条例において、市街地で増改築補助金を受けられる対象者は、市外からの転入者としております。もしかしたら、御親族の方が譲られたりして、物件だけはお持ちで、これまで霧島市にお住まいになったことがないという方もいらっしゃるかもしれませんが、そのときはこの規定によりまして、また判断させていただくこととなります。

○委員（新橋 実君）

例えば、私の子供たちが市外にいて、市外で結婚していて、今度こちらへ帰ってくると。帰ってきて、今、自分の持ち家の空き家があると。そこを改築する場合は、補助金の対象となりますか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

今、お尋ねのパターンは、今回の条例では該当いたします。購入は市街地では補助金がございますけれども、増改築がございますので。お持ちの物件を増改築された場合は対象になるということになります。付け加えさせていただきますと、これまでの補助金でも、中山間地域であれば該当しておりました。

○企画部長（塩川 剛君）

先の議案質疑あるいは一般質問のところでも御答弁したところなんですけれども、これまで2度にわたりまして移住定住の条例を改正しました。この移住定住補助金につきましては、それなりの効果があったというふうに考えております。今回、拡充をしておりますので、それなりにまた成果というの望めるかとは思いますが、先般御答弁申しましたとおり、移住定住の施策につきましては、さらにいろんな手立てというのを検討していきたいというふうに考えているところでございますので、その点を申し添えさせていただきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時09分」

「再開 午後 1時14分」

△ 議案第27号 霧島市過疎地域自立促進計画について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第27号、霧島市過疎地域自立促進計画について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

それでは、議案第27号「霧島市過疎地域自立促進計画」について、御説明を申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）の施行によりまして、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の有効期限が平成32年度までの5年間延長されました。本市におきましては、同法第33条第2項の適用を受けることにより、旧横川町、旧牧園町及び旧福山町の区域を過疎地域とみなし、引き続き当該地域における総合的かつ計画的な対策を実施するため、同法第6条第1項の規定に基づき、霧島市過疎地域自立促進計画を定めることについて、議会の議決を求めようとするものであります。なお、本計画の策定に当たりましては、庁内会議で検討を重ねるとともに、住民参画として、パブリックコメント及び3地区の地域審議会の皆様から御意見等をいただき、県との協議も行ったところであります。詳細につきましては、共生協働推進課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

はじめに、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の概要について、御説明申し上げます。平成24年の法改正によりまして、過疎地域自立促進特別措置法が、平成32年度までの5年間延長されました。また、平成26年の法改正により、過疎地域の「人口要件」を平成22年の国勢調査人口を用いること、過疎対策事業債の対象施設として、火葬場や障害者福祉施設などが追加されております。本市におきましては、同法第33条第2項の規定による「一部過疎」の適用を受けること

により、旧横川町、旧牧園町、旧福山町の区域が過疎とみなされる区域として指定されております。議案の89ページをお開きください。現在の霧島市過疎地域自立促進計画が、3月末をもって期限を迎えることから、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「霧島市過疎地域自立促進計画」を策定いたしましたところであります。それでは、議案第27号「霧島市過疎地域自立促進計画」の詳細について、ご説明を申し上げますので、別冊の「霧島市過疎地域自立促進計画」（平成28年度～平成32年度）をご覧ください。まず、今回の過疎計画は、10章からなる構成となっており、第1章で基本的な事項について、第2章以降ではそれぞれの施策区分ごとの取組について記載しております。なお、計画の構成等については、国から作成例が示されており、この計画も作成例に基づいて策定いたしております。それでは、1ページをお開きください。第1章「基本的な事項」については、「1. 市の概況」、「2. 人口及び産業の推移と動向」、「3. 行財政の状況」、「4. 地域の自立促進の基本方針」、「5. 計画期間」について17ページまで記載しております。18ページからは、第2章から第10章まで、施策区分ごとに「1. 現況と問題点」を明らかにし、それを解決するための方策として「2. その対策」を示し、その対策を具体的に進める「3. 計画（事業）」を掲げているところがございます。まず、第2章「産業の振興」では、農林水産業、商工観光業について記載しております。28ページの第3章「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」では、道路、公共交通機関、情報通信、地域間交流について記載しております。36ページの第4章「生活環境の整備」では、上水道、下水道・し尿処理、廃棄物処理、火葬場、消防・防災、市営住宅等について記載しております。42ページの第5章「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」では、高齢者福祉、障がい者・障がい児福祉、児童福祉について記載しております。45ページの第6章では「医療の確保」について記載しております。47ページの第7章「教育の振興」では、幼児教育・学校教育、社会教育について記載しております。55ページの第8章では、「地域文化の振興等」について、56ページの第9章では、「集落の整備」について、57ページの第10章では、「その他地域の自立促進に関し必要な事項」について記載しております。最後に、58ページと59ページには、過疎債を活用できるソフト事業といたしまして、第2章から第10章までの「3. 計画」に記載されております「過疎地域自立促進特別事業」等を再掲しております。なお、今回の過疎計画に記載しております総事業数は160事業、うち新規は50、継続は110の事業内容となっております。参考資料の「1. 事業計画（平成28年度～32年度）」につきましては、本計画でご説明申し上げました施策区分ごとの詳細の事業内容につきまして、事業実施期間及び年次別概算事業費を記載したものであります。また、「2. 年度別事業計画（平成28年度概算事業計画）」につきましては、平成28年度概算事業計画の財源内訳を記載したものであります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回、新しく過疎地域促進計画が示されているわけですが、説明にもありますように、また内容の中にも含まれておりますように、いわゆる過疎地域としてみなしている旧横川・牧園・福山ですが、確かにこの10年間の人口推移等を見てみますと、いずれもこの3地区については1,000人以上の人口減少ということになっているんですけども、まずその線引きですね。旧霧島町についても、800人以上の人口減少になっているというようなこともあるんですけども、その辺が含まれていない、その辺りの一つの判断基準といいますか、その辺をちょっとお示しいただきませんか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

現行の過疎地域自立促進特別措置法につきましては、合併に関する特例規定がございまして、減数合併、霧島市のような自治体の数が減る合併の場合は、合併時において過疎の自治体がある場合は、この特措法が有効な期間はずっと、一部過疎地域として取り扱うということになっております。したがって、霧島市におきましては、合併時に過疎地域でありました旧3町が一部過疎として、法律が有効な期間は変更されることなく認定されるということになります。

○委員（宮内 博君）

合併前も過疎地域に指定されていなかったということですよ。それで、ただ合併によって人口減少が非常に際立ってきているのが一つの特徴にはなっているんだけど、その辺のところは考慮されなくて、合併前に指定されていたかどうかということだけが一つの判断基準というふうに理解すればいいわけですね。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

現在の特措法の認定につきましては、自治体の全域を一つの区域として見ますので、霧島市が特措法の基準に当てはまらない限り、現在の3町の区域以外が追加されるということとはございません。

○委員（宮内 博君）

その点は理解いたしました。それで、5ページのところの産業構造の変化、地域の経済的な立地特性というところがありまして、4行目のところからTPPの関係について表現がされております。国内の農畜生産に与える影響化が懸念をされているということであるわけですが、現況と問題点というところを見てみますと、18ページの農業のところですね。そこに、耕作放棄地の問題であるとか、農業従事者の高齢化と減少についてでありますとか、農地が集約をされていない問題というようなことがあるんですけども、先ほど、全体計画の中で総事業の数は160事業、新規が50と説明されましたが、私どもまだ十分の目通しがされているということではないものですから、そこでお聞きをするんですけど、新規事業の中にこれらのことを背景にした事業というのはどんなものがあるのかということで、TPPの農業関係の特徴的なものを御紹介いただけませんか。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

こちらの過疎の計画の中に、具体的にTPP対策としての事業というのは含まれておりませんが、TPPの関連として、議会等でも霧島市で三百何十億でしたか、それを含ますとほとんどの事業が関連事業ということで、引き続き取り組んでいくということでございます。

○委員（宮内 博君）

回答になっているような、なっていないような、皆目分かりませんが、そういう危機意識は持っているわけですよ。TPPによる影響額がかなり、200億円を超えるものになるという予測が一回立てられたことがあるわけで、そして現実的に国会の中で議論をされているような状況に立ち至っている中で、今後の計画をこの促進計画に基づいて事業を実施していこうということに当然なってくるわけですけども、私が聴いたのは、問題意識は18ページのところに書いてありますよね。これはTPPに関係なく、こういう問題があるということの現状認識であろうと思うんです。特に、今回の計画の中で、50の新しい事業を打ったということで、これに関連するような農業分野での新しい事業というのが紹介できるものがあれば、御紹介を頂ければなど。余りにもぼやけて表現すると、どこのところへ入っているのかというのが理解できないものですから。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

具体的に最も大きな事業としましては、福山地区の福山港の浮き栈橋の整備事業というのがございます。計画の26ページに、基地周辺対策施設整備事業ということで、浮き栈橋の整備を行うこととしております。そのほか25ページに、産業競争力強化基盤整備促進事業等を行う計画を立てております。産業競争力強化基盤整備事業につきましては、横川・牧園地区において平成28年度から県営事業にて圃場整備などの生産基盤整備を行うと。また、基盤整備促進事業につきましては、横川・牧園・福山地区において平成28年度から生産基盤施設整備を行うと。具体的には、牧園の万膳地区、福山上鍋山地区の農道舗装や福山福地地区の湧水処理に助成を行うとしております。国のほうも、TPP対策で、経営体質の強化、強い農業というのを打ち出しておりますので、それに伴った関連の事業として位置付けてもいいのではないかと考えます。

○副委員長（平原志保君）

計画書の47ページで、第7章、教育の振興のところなんですけれども、過疎地域においては山村留学・特認制度というのが毎回出てきまして、山村留学をあてにしたりしているところだと思っ

ですけれども、過疎地域には入っていませんが、霧島地区でも山村留学しているところがありますが、来年度はもう取らないんじゃないかという話も聞こえてきてまして、この過疎地域で山村留学制度をやっている体力が実際あるのかなという疑問があるんですが、周りの方々が高齢化しておりますので、受入れの山村留学というものが成り立つのかどうか、そこら辺はどうお考えなんでしょうか。

○教育総務課長（木野田隆君）

今、御指摘の山村留学等につきましては、先ほど議案第5号の福山中学校の統廃合のところでも御説明申し上げましたけれども、教育委員会としましては現段階では霧島市立の小学校のあり方という中で、小学校の小規模校の活性化策の一つとして、特認校制度と山村留学制度の推進をしているということです。実際に、山村留学制度を導入しているのが霧島の永水小学校と牧園の中津川小学校の2校でございます。残念ながら、今のところ中津川小学については、山村留学生はおりません。永水小のほうも、確か2学期でいなくなったと聞いております。そこについては、委員から御指摘があったように、特に永水小学校の状況を見ておりますと、里親の方々が高齢化になって、なかなか受入態勢が昔ほど整わなくなってきたというような現状は、確かにあります。しかし、永水地域につきましては、鹿児島県内でも初めて山村留学制度をしたということで注目を浴びて、これまでたくさんの学生が山村留学で入学してまいりました。そういったことで、ここは山村留学実行委員会を立ち上げて、導入に向けての取組もやっております。今後も、永水につきましては、児童・生徒の確保という観点と、今は逆には孫戻しという形の、孫をよそから戻して山村留学で通わせるというような工夫もされているようでございます。確かに高齢化により、里親制度の体力が非常に厳しい状況ではあるんですけど、地域の学校としての存続を守りたいという地域の方々の、むらづくり実行委員会あるいは山村留学実行委員会の方々のお話を聞く中では、何とかそういった制度が続けられるような取組を今後も続けていきたいというに考えていらっしゃるの、現段階ではまだそこまで教育委員会としてこれが成り立たないという心配はしておりません。以上のような形で進めていけるんじゃないかと思えます。あと、中津川のほうにつきましては、なかなか実績がないので、制度の導入はされているんですけれども、そういったところがないということで、特認制度についても同様で、地域が一生懸命頑張っているところの小学校・中学校については、現在も特認生がたくさん来ているところもあるし、特認校に指定されておっても実際特認生がいないところもあるということで、やはりそこについては地域が一体となった受入態勢を、きちっと整備あるいは応援をしていただく地域には、それなりの生徒が確保できるということで、今後も引き続きそのような観点で、地域の方々にそういう取組のところを学校応援団として取り組んでいただくような形で、教育委員会としてはお願いしたいというふうに考えております。

○副委員長（平原志保君）

やはり、地域が頑張るということが前提なんですけれども、その地域でリーダー格だった方たちが今、高齢化になって、だからこそ過疎なんですけれども、そこを市というか教育委員会もそんなんですけれども、バックアップするような体制を。ただやってくれ、頑張ってくれではなくて、具体的に例えば山村留学のプログラムの中身とかを充実させる方法とか、そういうのを指南していただきながら、地域の方たちともう一回組み立て直す必要性がなければ、ただ絵に描いた餅になってしまうんじゃないかと危惧しております。種子島のほうでも山村留学されていますけれども、あそこは20倍だそうですね。応募で試験がありまして、試験というか書類審査がありまして、20倍だと聞いております。なぜ、そんなに人気があるのかといいますと、やはりその中のプログラムが充実しているということで、全国から子供たちが希望してくるわけなんですけれども、田舎の良さを味わうというものだけではなく、霧島全体的な留学生を受け入れるというようなバックアップみたいなのが必要だと思いますので、そこもちょっと御検討していただいたほうがいいかと思えます。

○委員（今吉歳晴君）

計画書の事業一覧の備考欄のところ、横川・牧園・福山などが表記してある中で、市全域とい

う表記もありますが、この意味は何ですか。

○共生協働推進課長（西敬一郎君）

計画の段階において、地域を特定し難いもの、あるいは計画事業費について分別し難いものについては、市全域という記載をさせていただいております。

○委員（今吉歳晴君）

その中から、対象事業となるのは、あくまでも3地域についてですよね。[「はい」と言う声あり] もう1点お聴きしますが、28年度概算事業計画の中で、過疎債につきましては合計で1億9,050万円となっているわけですよね。それで、この地方債の状況の中では、28年度の起債の見込み額の中で、過疎対策債としましては、1億6,590万円となっているんですが、この差額はどのように理解すればいいですか。

○財政課長（山口昌樹君）

参考資料としてお示ししているこの資料の中に、対象事業としまして下水道事業分も牧園の分が入っているものです。今、委員が言われたのは一般会計のほうの過疎債の金額であり、過疎計画のほうの表記は下水道まで含めた金額となっておりますので、その差が出ております。特別会計の下水道分の2,460万円も入っているということです。それを加えた過疎地域自立促進計画の起債総額が1億9,050万円ということでございます。

○委員（宮内 博君）

37ページの市営住宅の関係でお尋ねをしたいんですけど、過疎地域において1,038戸の管理戸数の市営住宅があるということなんですけれども、ここの空き家率が分かっているならば、お示しを頂きたいと思います。

○建設政策課長（茶圓一智君）

ただいま資料がございませんので、後もって準備をさせていただきます。

○委員（宮内 博君）

それで、これを見ますと、問題提起はあるんですが、老朽化した住宅の建て替えとか解体とかいう表現にしかなくなってないわけですよね。それで、実際には施設整備等についての記述が、建て替えというのはその一つなんだろうというふうに思うんですけど、既存の住宅の入居率引上げのための具体的な対策といえますか、そういうものがないもんですから、聴こうかなと思ったんですけども、茶圓課長のほうで答弁できますか。

○建設政策課長（茶圓一智君）

37ページに書いてございますとおり、この霧島市公営住宅等長寿命化計画は、平成28年度までとなっておりますので、来年度で見直しをすることになっております。これがまた公共施設マネジメント計画との絡みも出てきますので、そこの総量縮減も言われている関係もございまして、またそこの整合性を図りながら28年度で、29年度以降の新たな計画を作っていくというふうに考えているということでございます。

○委員（宮内 博君）

過疎地域に指定をされている牧園・横川・福山うち、横川と牧園については、廃棄物の処理に関しては菱刈のほうで処分をしているということになっているわけですね。私も、12月から当該組合の議員になって、新しく発見することが幾つかあるんですけど、例えば家具とか自転車とかいうものを再生して販売をして、年間40万円から50万円の収益を得ているわけです。それで、三つの過疎地域の中に二つの旧横川町と牧園町が入っているわけですが、廃棄物処分の関係でリサイクル環境保全という重要性については書いてあるんですけども、リサイクルの中で取り込まれている具体的なものについて、きちんと光を当てて支援をしていくといえますか、そういうものは参考資料の5ページのところに、廃棄物処理に関する事業費が390万3,000円ほど含まれているわけですが、その中にはどうも入っていないんじゃないのかなという感じがするんですけど、その辺のところにきちんと光を当てた対策といえますか、そういうのはどのように議論をしていますか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

今の御質問に関してちょっと、主管課が出席しておりませんので、即答は避けたいと思います。申し訳ございません。

○企画部長（塩川 剛君）

宮内委員の御質問の関係でございますけれども、ごみ分別収集推進補助事業それからごみステーションの設置費等の補助事業ということでございますけれども、リサイクルもですが、ごみの分別収集あるは一般廃棄物を適正に処理するためのそういったような事業でございます。委員がおっしゃいますリサイクルの関係の分について、今回の過疎対策事業の中で対象になるのかどうかというのは再度精査しないとはっきり申し上げられないところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 1時52分」

△ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案 10 件の自由討議に入りますけれども、本日の会次第順に進めてまいりますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず議案第 9 号について意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第 5 号について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案質疑の中でも言いましたが、今回まちづくり委員会と教育委員会との意見交換というようなことも行われていないと。それで、まちづくり委員会に加わっている公民館長さんたちとは個別具体的に話をしたということであったんですが、昨年2月に具申書を提出をしている団体であって、地域の振興・活性化をいかに図っていくのかということとを1年以上にわたって、様々な議論をした上で具申書を提示しているところに、今後更に頼っていかなきゃいけないことが多くなってくるのではないのかなというふうに思うんです。ですから、前回の委員会のときにも、市長部局とのすり合わせるといって、十分な話がなされていなかったというのが明らかになったんですけれども、やはりそういう中で廃校ありきでずっと説明がされてきているということが、一つはもう平成 27 年度の新入生が一人しかいなかったということと深く関係していると思うんですね。だから、そういう在り方で、本当に地域の活性化を図っていくことができるのかと。地方創生という言葉が叫ばれている中での新たな問題として明らかになった点は、本当に今後の行政を進めるに当たって、議会側としてももう少しチェック機能を果たす役割が求められているのではないのかなと、そういうことを感じました。

○委員長（前島広紀君）

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 12 号について意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

討論の中でも言わなきゃいけないと思っているんですが、人事院勧告で引上げの勧告をするということがあって、それは地方公務員がそれを受けて対応するということが当然、迫られてくると思うんだけど、特別職についての部分で、明文化をされていないということが明らかになったということがありますので、そういう角度から今後もまた議論をしていくことが必要じゃないかということをお願いしておきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第 17 号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第 18 号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第 22 号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第 20 号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第 27 号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案 10 件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時58分」

「再開 午後 1時58分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 27 号について、建設政策課長及び農林水産政策課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○建設政策課長（茶園一智君）

宮内委員から御質問のありました横川、牧園、福山の空き家率でございますが、まず管理戸数は 1,038 戸です。政策空き家戸数が 137 戸ある関係で、入居可能戸数が 901 戸、空き家戸数が 156 戸、空き家率は 17.31%になります。これは、平成 28 年 2 月 1 日現在の状況でございます。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

先ほど、宮内委員から T P P 関連について質疑があったわけですが、その中で、当初予算で三百数十億円が計上されておりますと申し上げたところですが、それはふるさと創生関連の予算でありましたので、お詫びして訂正いたします。当初予算では、T P P 対策予算は全く計上されておられません。申し訳ありませんでした。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時59分」

「再開 午後 2時00分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第2号 霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

まず、議案第2号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第2号は、人事院勧告が民間企業との情勢等を考慮して、国家公務員の給与を引き上げるということに伴って、地方公務員の給与を引き上げようというように乗じて、市長等の特別職の給与を改定しようというものであります。議論の中でも明らかになりましたように人事院勧告による公務員給与の引上げは当然のことだと思われはありますが、市長等の給与については、国家公務員の指定職に当たる通達に準じて運用しているということでありましたけれども、それが明文化されたものではないということも、議論の中で明らかになっています。市長の政治的な判断によって、これを行うことができるというものでありまして、市長それから私ども市議会議員等の給与を一律にこういう形で引き上げるということについては、私は大きな疑問を持っているところであります。が故に、本案については反対だということをおし上げておきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、討論を終わります。採決いたします。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第3号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第3号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第3号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第5号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第5号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第5号は、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正を行いまして、市立学校から福山中学校を削除しようというものであります。本条例は、福山中学校を平成29年3月31日限りで廃校することに伴う条例の改正であります。今回の条例改正に至った経過について、教育委員

会は、福山中学校の1年生が平成27年度1名、2年生が4名、3年生が6名となったことで、複式学級とならざるを得なかったことが背景にあると説明を致しております。これまでの議論の中で明らかになったことは、福山地域の活性化に取り組む福山下場地域活性化協議会が、昨年2月2日に提出しております具申書に、「地域住民が支える学校づくりにある、地域特性を生かした学校を地域全体で支援・協力して、福山に誇りと愛着を持つ子供たちを育てていく。これまで以上に学校と地域が連携し、子供が地域に根差して生き生き学べる学校の実現を図る」と明記しております。それが提出された1年後には、福山中学校を廃止するなど、今後の福山地域の活性化に逆行するものであるということを第一に指摘をしなければなりません。今回の決定に当たりまして、あり方検討委員会の議論を経ての結論であるとの報告をされておりますけれども、教育委員会が示しました今後の福山中学校のあり方の議論は、昨年9月29日に示された事務局提案を見てみますと、平成28年度より福山中学校を国分南中学校に統合再編するという提案と、現在の2年生が卒業する平成29年3月をもって、福山中学校を閉校し、翌4月から国分南中学校に統合再編するとの2案のみが示されております。ここでは、存続について議論できるものもありませんでした。具申書が示したとおり、これまで以上に学校と地域が連携して、子供が地域に根差して生き生き学べる各校の実現を図るという具体的提案を生かした方向性を示すものではなかったのであります。地域から子供が通う学校がなくなるということは、地域の疲弊を一層加速するものであります。本日の議論の中でも、まちづくり活性化協議会と教育委員会との意見交換もこれまで行われていなかったということも明らかになっております。また、これまでの議論の中で、教育委員会と市長部局による人口増対策の協議もなかったことが明らかになっております。始良市の山田地区では定住促進住宅を建設して、子育て世帯が入居しやすい家賃助成を行ったことで、30世帯全てに若い世代が入居をして、49人の子供が増えるという事業を昨年実施しておりますけれども、福山地区におきましてもこれらの議論を十分にいき、地域の活性化に取り組む、そういう取組が行われるべきであったということを指摘をしておきたいと思っております。これら一連の経過からいたしましても、福山中学の統廃合は、より多くの問題を残しながら実効をされようとしているところを、大きな問題として指摘をして、本案に対する反対討論とします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（今吉歳晴君）

議案第5号について、賛成の立場で討論いたします。福山中学校は、平成29年度が各学年1名ずつの3名、その後も3名から5名程度で、複式学級が継続される見込みであるということであり、中学校の場合は、複式学級になりますと、専門科目の先生を雇えなくなるという問題もありますし、まずは学校としての機能が保たれなくなる心配があります。また、霧島市立学校等あり方検討委員会の中でも十分な協議・検討がなされておきまして、平成29年3月をもって福山中学校を閉校し、翌4月から国分南中学校に統合再編したいと判断をされています。それから、まずは保護者の皆さん、それから福山下場地区の小廻・中央・大廻の3地区自治公民館長さんとも、閉校することにつきましては御理解をされているわけでありまして、今後におきましては、子供の教育環境を守り育てる必要があると思っておりますので、私はこのことについて賛成と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 9 号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第 9 号、霧島市火災予防条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 9 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 12 号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第 12 号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第 12 号は、先の議案第 2 号でありました市長等の給与等に関する条例の一部改正と同じく人事院勧告による職員給与の改定に合わせて今回、改定をしようというものであります。先ほども申し上げましたように、特別職の人事院勧告に伴う報酬の改定については、明文化された根拠となるものが十分備わっていないということも明らかにされたところです。特に、市議会議員の給与にしましては、昨年 4 月からの月額 5 万円上げがなされている状況下にありまして、市民の間からもこの引上げに対しては、大きな怒りの声も寄せられてきた経過があるわけでございます。このように、法律的な根拠もない中で、市長の判断によって今回、引上げが提案をされているわけでありまして、議員の報酬については先ほど申し上げましたように、既に引上げがなされている状況下でもあること考えましても、本条例に同意するわけにいかないということをお願いしたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 4 名、起立多数と認めます。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 17 号 霧島市行政不服審査法施行条例の制定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第 17 号、霧島市行政不服審査法施行条例の制定について、討論に入ります。討論は

ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 17 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 18 号 霧島市職員の退職管理に関する条例の制定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第 18 号、霧島市職員の退職管理に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 18 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 20 号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の制定について

○委員長（前島広紀君）

次に議案第 20 号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 20 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 22 号 請負契約の締結について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第 22 号、請負契約の締結について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第 22 号であります。本案は、約 19 億円を投じて建設が進む国分庁舎別館に通じる渡り廊下を建設するための議案として、提出をされております。私ども市議団は、国分庁舎別館建設に反対をしております。そのことが、まず第 1 の反対の理由であります。その大きな理由は、国分庁舎増築によりまして、現在単人庁舎で業務を行っている教育委員会や選挙管理委員会を国分庁舎に移し、業務の効率化を図るとして進められていることとあります。その結果、約 70 人の教育委

員会職員が、隼人庁舎から国分庁舎に異動することになります。隼人地区の住民にとりまして、地域の活性化や市民の利便性から見ても、大きな問題であるということを指摘してまいった経過がありまして、賛成できないのであります。霧島市は、県内で2番目に広大な面積を擁する自治体であります。合併後10年の人口動態では、国分隼人地区の人口は、2,006年3月との対比で2015年11月現在で4,586人が増える一方、周辺部の5地区では5,588人が減少しています。人口減少とともに、周辺部の高齢化率は4割を超える地域もありまして、市民生活に身近な場所である役所をしっかりと配置をすることこそ、市民からは要請をされております。この地域の拠点となる総合支所からも、国分庁舎に今回の増築によりまして職員を集中することにつながる事案であるということを指摘を致しまして、本案に反対をするものであります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第22号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第27号 霧島市過疎地域自立促進計画について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第27号 霧島市過疎地域自立促進計画について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第27号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（前島広紀君）

だいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「なし、委員長一任」と言う声あり〕

ないようですので、委員長に御一任いただけるでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。なお、先日の議会運営委員会の協議結果にありまして、今回付託を受けた議案第2号、第3号、第12号の3件については、3月11日開会の本会議での表決となっておりますので、その日に委員長報告を行い、その他の7件の議案については、従来どおり最終本会議での委員長報告となりますので、御承知おきください。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありますでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時23分」

「再 開 午後 2時34分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、従来どおり項目を、「総合的な企画行政について」「行財政運営について」「消防行政について」「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務について」「教育行政について」として、議長に提出することによってよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（前島広紀君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

○書記（宮永幸一君）

私のほうから、来年度になりますけれども、総務文教常任委員会の行政視察実施に当たっての協議をしていただきたいんですけども、行き先をまだ決めておりませんが、あとほかの常任会委員会も5月に実施をしたり、7月に実施をしたり、計画を立てることになると思います。また、閉会中は、議員と語ろかいとか、様々な霧島市議会の活動もございますので、早めに調整を行いたいと考えます。できましたら、ここで頭出しができればと思って、御協議をお願いしたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時35分」

「再 開 午後 2時53分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に意見が出ていましたが、福島県の飯館村の防災対策、群馬県内の学校給食、長野県のインターナショナルスクール等が視察の候補に挙がっていたところです。先方の都合やその他調整も勘案しながら、行き先を決定していきたいと思います。日程につきましては、5月17、18、19日の案がありますけれども、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、これで調整させていただきたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時55分」

以上，本委員会の概要と相違ないことを認め，ここに署名する。

委員長